

第5編 資料編

1 防災関係機関及び関係条例・規程等

1-1 防災関係機関

1 町

名称	所在地	電話番号
大紀町役場本庁	度会郡大紀町滝原1610-1	0598-86-2212
錦支所	度会郡大紀町錦736-7	0598-73-3111
大内山支所	度会郡大紀町大内山861-1	0598-72-2211
柏崎支所	度会郡大紀町崎260	0598-74-1211
七保支所	度会郡大紀町打見305-3	0598-83-2711

2 県

名称	所在地	電話番号
三重県防災対策部災害対策課	津市広明町13	059-224-2189
三重県南勢志摩地域活性化局	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5115

3 指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
東海農政局三重県拠点	津市広明町415-1	059-228-3151
第4管区海上保安部尾鷲海上保安部	尾鷲市南陽町6-34	0597-25-0118
津地方気象台	津市島崎町327-2	059-228-6818
中部地方整備局三重河川国道事務所	津市広明町297	059-229-2211

4 消防

名称	所在地	電話番号
紀勢地区広域消防組合消防本部 奥伊勢消防署	多気郡大台町佐原754	0598-82-3614
紀勢分署	度会郡大紀町崎1871	0598-74-1113

5 警察

名称	所在地	電話番号
大台警察署	多気郡大台町佐原848	0598-84-0110
七保警察官駐在所	度会郡大紀町打見199-4	0598-83-2258
滝原警察官駐在所	度会郡大紀町滝原1508-3	0598-86-2023
錦警察官駐在所	度会郡大紀町錦183-2	0598-73-2079
大内山警察官駐在所	度会郡大紀町大内山3672	0598-72-2110

6 自衛隊

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第33普通科連隊	津市久居新町975	059-255-3133

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
東海旅客鉄道株式会社三重支店	津市羽所町700番地アスト津内	059-222-7780
西日本電信電話株式会社三重支店	津市桜橋2-149	059-223-9421
株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	津市羽所町700番地アスト津9F	059-224-2554
au三重支店	津市中央1-1	059-223-6390
日本赤十字社三重県支部	津市栄町1丁目891	059-227-4145
日本放送協会津放送局	津市丸之内養正町4-8	059-229-3015
中部電力株式会社三重支店	津市丸之内2-21	059-246-6700

8 その他公共団体

名 称	所 在 地	電話番号
一般社団法人伊勢地区医師会	伊勢市勢田町613-12	0596-28-2476
一般社団法人伊勢地区歯科医師会	伊勢市八日市場町13-1	0596-24-1904
社会福祉法人大紀町社会福祉協議会	大紀町錦736-7	0598-73-3227
大紀町商工会	大紀町崎2200-1	0598-74-0262

1-2 大紀町防災の日条例 (平成17年2月14日)
条例第131号

(目的)

第1条 この条例は、昭和19年12月7日の東南海地震津波の日を記念し、その惨禍を教訓として防災の意識を高め、住民の安全と平和な生活の確保を期するため大紀町防災の日を設けることを目的とする。

2 大紀町防災の日(以下「防災の日」という。)は12月7日とする。

(行事)

第2条 町は、防災の日を中心として住民の自主的参加の下に防災に関する訓練その他防災の日にあふさわしい行事を行い、防災体制の確立と防災思想の高揚を図るものとする。

2 住民、公共的団体その他関係機関は、防災の日の趣旨を自覚し、防災訓練その他防災行事に進んで参加し、隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織を充実し防災に寄与するように努めなければならない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月14日から施行する。

1-3 大紀町防災会議条例 (平成17年2月14日 条例第132号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大紀町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大紀町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 大紀町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 三重県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 三重県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 議会を代表する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 紀勢広域消防本部消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (9) その他特に必要と認め、町長が任命する者
- 6 前項各号の委員の総数は、10人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月14日から施行する。

1-4 大紀町災害対策本部条例 (平成17年2月14日)
(条例第133号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、大紀町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、大紀町地域防災計画を準用する。

附 則

この条例は、平成17年2月14日から施行する。

1-5 大紀町地震災害警戒本部条例 (平成17年2月14日 条例第134号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、大紀町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が委嘱する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 三重県警察の警察官のうちから町長が委託する者

(2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(3) 教育長

(4) 紀勢地区広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから町長が任命する者

(5) 消防団長

(6) 町の区域内において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

6 本部員は、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部の設置)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月14日から施行する。

1-6 大紀町防災行政無線通信施設条例 (平成17年2月14日
条例第136号)

改正

平成19年3月13日条例第13号

令和4年3月7日条例第11号

(設置)

第1条 大紀町における防災、災害対策等に関する情報の伝達収集を正確かつ迅速に行うとともに、平常時の行政業務の連絡を効率的に行い、町民生活の安定向上に資するため、大紀町防災行政無線通信施設（以下「防災行政無線」という。）を設置する。

(種別及び位置)

第2条 防災行政無線の施設種別、設置位置等は、次のとおりとする。

種別	設置位置	備考
同報用親局	大紀町滝原1610番地 1	
同報用中継局	大紀町永会字横谷山2786番地 9 浅間山地内	
同報用中継局	大紀町錦540番地 錦峠地内	
同報用遠隔制御装置	大紀町崎260番地	
同報用遠隔制御装置	大紀町錦736番地 7	
同報用遠隔制御装置	大紀町大内山861番地 1	
屋外受信設備	町長が指定する場所	
屋内受信設備		
陸上移動局		

(業務内容)

第3条 防災行政無線によって行う業務の内容は、次のとおりとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第3項の規定に準拠するとともに、電気通信監理局の指導内容を遵守するものでなければならない。

- (1) 災害等に関する緊急事項
- (2) 町政の公示及び広報事項
- (3) 公共的事項の公示及び広報事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(業務範囲)

第4条 防災行政無線によって行う通信業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 同報用無線による通報の範囲は、大紀町内とする。

(管理者等)

第5条 管理者は町長とし、町長は管理責任者を指定する。なお、無線従事者は、電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項の資格を有する者の中から町長が任命する。

(運用管理)

第6条 管理者は、電気通信監理局の指導を受け、免許条件の中で効率的な運用ができるよう努めるとともに、定期的に無線施設の点検整備を行い、常に良好な状態の保持に努めなければならない。

2 災害等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は、管理者は、通信の統制を行い、緊急事態に関する通信を優先させなければならない。

(損害弁償)

第7条 受信者等は、故意又は重大な過失によって、関係施設、設備に損害を及ぼし、あるいは紛失した場合又は通信に支障を生じさせた場合は、町長が定める損害額を弁償しなければならない。ただし、損害弁償が適当でないと町長が認めたときはこの限りではない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月14日から施行する。

附 則（平成19年3月13日条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-7 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表

平成18年度災害救助基準

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等を利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,110円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊、全焼、半壊、半焼、又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊全焼 流 失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
半壊半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給 与	住宅の全壊 (焼)、流失半壊 (焼)又は床上浸 水により学用品を 喪失又は毀損し、 就学上支障のある 小学校児童及び中 学校生徒及び高等 学校等生徒。	1 教科書及び教科 書以外の教材で教 育委員会に届出又 はその承認を受け て使用している教 材、又は正規の授 業で使用している 教材実費 2 文房具及び通学 用品は、次の金額 以内 小学校児童 1人当り4,300円 中学校生徒 1人当り4,600円 高等学校等生徒 1人当り5,000円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評 価額 2 入進学時の場 合は個々の実情 に応じて支給す る。
埋 葬	災害の際死亡し た者を対象にして 実際に埋葬を実施 する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 210,000円以内 小人 (12歳未満) 168,300円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以 前に死亡した者で あっても対象とな る。
死体の捜索	行方不明の状態 にあり、かつ、四 囲の事情によりす でに死亡していると 推定される者	当該地域における 通常の実費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件 費は、別途計上 2 災害発生後3 日を経過したも のは一応死亡し た者と推定して いる。
死体の処理	災害の際死亡し た者について、死 体に関する処理 (埋葬を除く。)を する。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,400円 以内 一時 保存 検 案 既存建物借上 費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 救護班以外は 慣行料金	災害発生の日か ら10日以内	1 検案は原則と して救護班 2 輸送費、人件 費は、別途計上 3 死体の一時保 存にドライアイ スの購入費等が 必要な場合は当 該地域における 通常の実費を加 算できる。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、 玄関等に障害物が 運びこまれている ため生活に支障を きたしている場合 で自力で除去する ことのできない者	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日か ら10日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域におけ る通常の実費	救助の実施が認 められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行 令第4条第1号か ら第4号までに規 定する者	災害救助法等第 7条第1項の規定に より救助に関する 業務に従事させた 都道府県知事の総 括する都道府県の 常勤の職員で当該 業務に従事した者 に相当するものの 給与を考慮して定 める。	救助の実施が認 められる期間以内	時間外勤務手当 及び旅費は別途に 定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 応援に関する資料

2-1 応援協定一覧

No.	協定名称	概要	相手方	締結日
1	三重県市町災害時応援協定	三重県内における行政間の相互応援協定	三重県及び県内市町	H24. 8. 23
2	三重県水道災害広域応援協定	地震、濁水、事故等の水道災害時における行政間の相互応援協定	三重県及び県内市町	H9. 10. 21
3	三重県災害等廃棄物処理応援協定	災害や事故等におけるごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援協定	三重県、県内市町、一部事務組合、広域連合	H16. 10. 29
4	三重県防災ヘリコプター支援協定	三重県が所有する防災ヘリコプターの支援を求めることに関する協定	三重県・県内市町・消防事務に関する一部事務組合	H25. 3. 1
5	三重県内消防相互応援協定	災害時における消防の相互応援協定	三重県・県内市町・消防事務に関する一部事務組合	H19. 3. 1
6	非常時における飲料供給に関する覚書	自販機1台を設置し、災害等の非常時における救援物資として飲料商品を災害被害者等へ供給する協定	小西食品株式会社 ダイドードリンコ(株)三岐支店 伊藤商店	H18. 5. 17
7	災害時における物資供給に関する協定書	災害時において、乙に調達可能な物資の供給を要請できる協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	H18. 10. 3
8	災害時の緊急放送に関する協力協定	災害時の緊急放送に関する協定	松阪ケーブルテレビ・ステーション(株)	H29. 4. 1
9	災害時における物資供給に関する協定書	災害時において、乙に調達可能な物資の供給を要請できる協定	瀬古食品有限会社	H18. 12. 22
10	災害時における物資供給に関する協定書	災害時において、乙に調達可能な物資の供給を要請できる協定	伊勢農協協同組合	H18. 12. 22
11	災害時における物資供給に関する協定書	災害時において、乙に調達可能な物資の供給を要請できる協定	大内山酪農農業協同組合	H18. 12. 22
12	災害時における物資供給に関する協定書	災害時において、乙に調達可能な物資の供給を要請できる。	ドライブインあら竹	H19. 4. 5

	協 定 名 称	概 要	相手方	締結日
13	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	大規模災害時における災害復旧活動の用地の確保と使用に関する協定	中部電力(株)三重支店 西日本電信電話(株) 三重支店	H19. 6. 19
14	災害時における大型バス等提供に関する協定書	災害時または災害派遣時において大型バス等の調達に関する協定	エスパール交通 (株)	H19. 10. 9
15	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	災害時に必要な石油類燃料の調達及び安定供給に関する協定	三重県石油商業組合 大台支部	H20. 1. 24
16	災害時応急対策業務に関する協定書	災害時において会員の有する建設資機材及び労力による応急対策に関する協定	大紀町商工会建設部分会	H21. 11. 25
17	災害時応急対策業務に関する協定書	災害時における町道等の通行に支障をきたしている若しくはその恐れがある樹木等の除去支援に関する協定	大紀森林組合	H21. 11. 25
18	災害時の情報交換に関する協定	現地情報連絡員(リエゾン)の派遣により地震災害・風水害・大規模土砂災害時等における被災情報の収集及び提供に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23. 3. 1
19	災害時における福祉避難所の運営に関する協定	災害時要援護者への避難援護について福祉避難所の設置運営に関する協定	大紀町社会福祉協議会	H23. 4. 1
20	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、名古屋神戸線、伊勢線及び尾鷲多気線にかかる消防相互応援協定	高速道路において火災、救助、救急事故その他の災害が発生した場合に協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることに関する協定	津市他 17 市町	H31. 1. 31
21	災害時における医療救護活動に関する協定	災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班の派遣に関する協定	一般社団法人 伊勢地区医師会	H25. 7. 18
22	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	災害時における歯科医療救護活動を円滑に実施するため、歯科医療救護班の派遣を要請。	一般社団法人 伊勢地区歯科医師会	H25. 10. 17
23	災害時における生活関連物資供給等に関する協定	災害時において生活関連物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の提供、輸送業務等に関する協定	大紀町商工会	H25. 12. 6
24	災害時における機材レンタルの協力に関する協定	災害時における機材のレンタルに関する協定	(株)ササイ宮川営業所	H26. 7. 9

	協 定 名 称	概 要	相手方	締結日
25	災害時応急対策業務に関する協定書	災害時における河川現場情報の収集と報告に関する協定	大内山川漁業協同組合	H26. 9. 22
26	災害時応急対策業務に関する協定書	災害対策等に係る連絡調整事務に関する協定	大紀町役場職員 OB 七福神会	H26. 11. 13
27	災害時における LP ガス等の調達に関する協定書	災害時における緊急用 LP ガスの調達に関する協定	三重県大台 LP ガス協議会	H27. 3. 31
28	災害時における応援業務に関する協定書	災害時における応援業務に関する協定	公益法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H27. 4. 7
29	災害時における医療救護活動に関する協定書	災害時における薬剤師班の派遣を要請することに関する協定	一般社団法人伊勢薬剤師会	H27. 4. 20
30	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	大規模災害時における災害復旧活動の用地の確保と使用に関する協定	㈱NTT ドコモ 東海支社 三重支店	H27. 11. 20
31	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	大規模災害時に要援護者等が避難する福祉避難所の設置、運営に関する協定	社会福祉法人キングスガーデン三重	H28. 3. 24
32	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	大規模災害時に要援護者等が避難する福祉避難所の設置、運営に関する協定	社会福祉法人北斗会	H28. 3. 24
33	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	大規模災害時に要援護者等が避難する福祉避難所の設置、運営に関する協定	社会福祉法人仁成会	H28. 3. 24
34	災害時における動物救護活動に関する協定書	災害時における避難所等の動物救護活動に関する業務	三重県獣医師会伊勢志摩支部	H28. 3. 29
35	災害時における大紀町と大紀町内郵便局の協力に関する協定	災害時における被災者情報の相互提供及び広報活動等に関する協定	日本郵便(株)大台郵便局・大宮郵便局	H28. 12. 20
36	災害時における協力に関する協定書	災害時における被災者支援相談窓口等の設置等に関する協定	三重県行政書士会	H29. 3. 29
37	地震・津波・風水害等の緊急時における防災協定	公共施設に災害が発生した場合の調査設計等の業務	伊勢 GIS 共同組合	H29. 3. 29

38	災害時における仮設トイレ等レンタルの協力に関する協定	災害時における仮設トイレ等のレンタルを迅速かつ円滑に行うことを目的とする。	(株)シーアイビス	R3. 6. 10
39	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に係る協定	各種災害時において迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする	中部電力パワーグリッド(株)	R3. 7. 12
40	災害時等におけるバスの利用に関する協定	災害時等に避難者をバスにより避難所に安全かつ迅速に避難させること又は一時的に避難場所としてバスを利用することによる安全の確保を目的とする。	滝原西村ハイヤー(有)	R3. 11. 8
41	災害に係る情報発信等に関する協定	災害時に備え、町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため協力して取組むことを目的とする。	ヤフー(株)	R4. 1. 7
42	大紀町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	大紀町災害時応急対策活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施する。	大紀町社会福祉協議会	R4. 1. 27
43	災害時における小型無人機による情報収集に関する協定	大紀町の区域内で災害が発生し、道路の寸断などにより被災状況の確認が困難である場合において、小型無人機による被災状況等の情報収集を目的とする。	株式会社 テクノ中村	R4. 4. 25
44	火災時における活動協力に関する協定書	大紀町内で火災が平時に発生した場合において乙が丙の後方支援として、消火活動に参加し地域住民の生命や財産を守ることを目的とする。	大紀町商工会建設部分会 大紀町消防団	R4. 5. 24
45	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定	災害発生時における被災者等の通信の確保を目的とする。	西日本電信電話株式会社	R4. 5. 26

3 避難に関する資料

3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

1 錦地区

名称・施設名	所在地	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ	災害別			指定避難所	収容人数
				台風	地震	津波		
東町避難所	錦21-40	×	×	×	◎	◎		22
⑤横避難所	錦13-10	×	×	×	◎	◎		25
旧錦中学校校舎3階及び屋上	錦71-5	○	×	×	◎	◎		257
福羅避難所	錦60-5	×	×	×	◎	◎		50
浅間山避難所	錦130-2	×	×	×	◎	◎		22
錦神社神殿	錦151	×	×	×	◎	◎		50
中町避難所	錦131-11	×	×	×	◎	◎		15
清甫園避難所	錦262-7	×	×	×	◎	◎		28
的場防災会館	錦226-1	×	×	×	◎	◎		64
金蔵寺	錦229-1	×	×	×	◎	◎		50
角町避難所	錦162-15	×	×	×	◎	◎		21
釜土避難所	錦262	×	×	×	◎	◎		20
浅ヶ谷避難所	錦307-63	×	×	×	◎	◎		24
花園・新生町避難所	錦342-10	×	×	×	◎	◎		40
第2錦タワー	錦915-9	○	○	◎	◎	◎		235
ジロハゲ避難所	錦342-3	×	×	×	◎	◎		37
錦タワー	錦354-1	○	○	◎	◎	◎		72
若葉避難所	錦409-13	×	×	×	◎	◎		21
山の神避難所	錦343-31	○	×	×	◎	◎		121
栄町避難所	錦662-2	×	×	×	◎	◎		22
のぞみ避難所	錦452-2	×	×	×	◎	◎		21
高岡会館裏避難所	錦675-1	×	×	×	◎	◎		16
高岡避難所	錦675-6	×	×	×	◎	◎		18
旧260号避難所	錦599-18	×	×	×	◎	◎		21

名称・施設名	所在地	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ	災害別			指定避難所	収容人数
				台風	地震	津波		
錦みなとホール	錦795	○	×	◎	◎	◎	◎	383
錦あおぞら保育園	錦788-10	○	×	◎	◎	◎	◎	390
大紀町役場錦支所	錦736-7	○	×	◎	◎	◎	◎	713
向井ヶ浜避難所	錦16-1	×	×	×	◎	◎		50
大明神避難所	錦802-1	×	×	×	◎	◎		50
コミュニティセンター谷山会館	錦128	○	×	×	◎	×		24
浅ヶ谷防災会館	錦329-101	○	×	×	×	×		24
コミュニティセンター高岡会館	錦680	○	×	×	×	×		24

2 七保地区

名称・施設名	所在地	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ	災害別			指定避難所	収容人数
				台風	地震	津波		
野原集会所	野原547	○	○	◎	◎	—		124
野原新田集会所	野原1652-2	○	○	◎	◎	—		30
大紀町役場七保支所	打見305-3	○	○	◎	◎	—		30
金輪集会所	金輪616	○	○	◎	◎	—		30
金輪新田集会所	金輪439-3	○	○	◎	◎	—		39
神原集会所	神原249	○	×	×	◎	—		59
多目的センターふるさと館	永会3838	○	○	◎	◎	—	◎	283
若瀬集会所	永会3925	○	×	×	◎	—		25
高谷集会所	永会568-2	○	×	×	◎	—		32
八光館	永会1373-4	○	×	×	◎	—		15
藤児童館	永会2441-1	○	×	×	◎	—		50
板取集会所	永会2169-1	○	○	◎	◎	—		15
木屋集会所	永会2892-1	○	○	◎	◎	—		20
七保小学校体育館	打見388	○	○	◎	◎	—	◎	725
打見構造改善センター	打見213-2	○	○	◎	◎	—		64
瀬戸集会所	神原532-1	○	○	◎	◎	—		32

名称・施設名	所在地	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ	災害別			指定避難所	収容人数
				台風	地震	津波		
黒坂生活改善センター	野原2688-2	○	×	×	×	—		30
野添公民館	野添302	○	×	×	×	—		30
藤照館	永会1558	○	×	×	×	—		15
藤成谷集会所	永会2023-5	○	×	×	×	—		62
観音寺	神原161	○	×	×	×	—		50

3 滝原・阿曾地区

名称・施設名	所在地	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ	災害別			指定避難所	収容人数
				台風	地震	津波		
里集会所	滝原444-5	○	○	◎	◎	—		90
中村集会所	滝原1387-3	○	○	◎	◎	—		73
滝原公民館	滝原1030-1	○	○	◎	◎	—		100
出谷集会所	滝原1557-3	○	×	×	◎	—		20
長者野集会所	滝原1856-2	○	○	◎	◎	—		63
大滝集会所	滝原2504-3	○	○	◎	◎	—		20
大宮小学校体育館	滝原1748-1	○	×	×	◎	—	◎	656
大宮中学校体育館	滝原1889-7	○	○	◎	◎	—	◎	956
美滝館	阿曾3117	○	○	◎	◎	—		20
むつみ館	阿曾118-1	○	×	×	◎	—		20
下り集会所	阿曾258-12	×	×	×	◎	—		58
さつき館	阿曾483-3	×	○	×	◎	—		20
美里館	阿曾1492-5	○	○	◎	◎	—		20
阿曾公民館	阿曾1542-4	×	○	×	◎	—		181
大原野集会所（あけぼの館）	阿曾762-5	×	○	×	◎	—		20
平瀬集会所	阿曾1666-15	○	×	×	◎	—		20
登利集会所	阿曾2227-2	○	×	×	◎	—		38
上西出集会所	阿曾2624	○	○	◎	◎	—		15
下西出集会所	阿曾2830	○	○	◎	×	—		15

名称・施設名	所在地	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ	災害別			指定避難所	収容人数
				台風	地震	津波		
毘沙野集会所	阿曾3430-3	○	×	×	◎	—		28
阿曾集会所	阿曾3264-3	○	×	◎	◎	—		149
三瀬川生活改善センター	三瀬川191-3	○	×	×	×	—		30
船木集会所	船木132-6	○	×	×	×	—		30
藤ヶ野集会所	阿曾1976-5	○	×	×	×	—		20
小広瀬集会所	阿曾1735-1	×	×	×	×	—		15

4 柏崎地区

名称・施設名	所在地	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ	災害別			指定避難所	収容人数
				台風	地震	津波		
柏野センター	柏野1530	○	×	×	◎	—		103
古和河内防災会館	崎2867	○	×	×	◎	—		32
三ヶ野生活改善センター	崎1748-1	×	○	◎	◎	—		96
紀勢児童館	崎815	○	○	◎	◎	—		103
コンベンションホール	崎2200-1	×	○	◎	◎	—	◎	718
山海の郷紀勢	崎2154-1	×	○	◎	◎	—	◎	133
長野防災会館	崎4866	×	×	×	◎	—		80
高尾集会所	崎683-4	○	○	◎	×	—		48
坂津集会所	崎971-6	×	○	×	◎	—		46
東下崎教育集会所	崎2364-2	×	×	×	×	—		51
中里・栃ヶ久保集会所	崎2631-4	×	×	×	×	—		105
大紀町役場柏崎支所	崎260	×	×	×	×	—		30
コミュニティーセンター柏崎駅前会館	崎264-9	×	×	×	×	—		79
大紀中学校体育館	崎291-3	○	×	×	×	—		634

5 大内山地区

名称・施設名	所在地	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ	災害別			指定避難所	収容人数
				台風	地震	津波		
大内山教育集会所	大内山3688-7	○	×	×	◎	—		75
大内山B&G海洋センター体育館	大内山853-2	×	○	×	◎	—	◎	576
中央公民館（大内山公民館）	大内山849-3	×	○	◎	◎	—	◎	100
大紀小学校講堂	大内山875	×	×	×	◎	—	◎	395
大内山保育園	大内山3140-1	×	○	×	◎	—		100
大内山健康福祉センターいきいきプラザ	大内山861-1	×	○	◎	◎	—	◎	646
中野コミュニティーセンター	大内山2939-1	×	○	×	◎	—		111
米ヶ谷コミュニティーセンター	大内山2290-2	○	×	◎	×	—		30
やまびこ広場	大内山1917	○	○	◎	◎	—	◎	80
駒コミュニティーセンター	大内山277-1	○	×	×	×	—		30
間弓コミュニティーセンター	大内山702-1	○	×	×	×	—		50
川口コミュニティーセンター	大内山1103-2	○	×	×	×	—		30

は、台風時の指定緊急避難場所及び指定避難所から外す。

3-2 福祉避難所一覧

福祉避難所の名称	法人名	所在地
特別養護老人ホーム 大宮園	社会福祉法人 北斗会	大紀町野原519-1
特別養護老人ホーム 共生園	社会福祉法人 キングスガーデン三重	大紀町崎1785
介護老人保健施設 暁	社会福祉法人 仁成会	大紀町大内山2951-1

4 医療救護に関する資料

4-1 町内等医療機関一覧

施設名	所在地	電話番号
三重県厚生連大台厚生病院	大台町上三瀬663-2	0598-82-1313
小関ひろしクリニック	大紀町錦915-45	0598-75-1000
大野医院	大紀町大内山730-4	0598-72-2012
宮原医院	大紀町阿曾2270	0598-86-3555
あゆみ診療所	大紀町滝原873	0598-86-3111
虹の丘病院	大紀町滝原873	0598-83-3111
七保診療所	大紀町打見116-5	0598-83-2016
木村歯科医院	大紀町錦358-2	0598-73-3888

5 輸送に関する資料

5-1 三重県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、三重県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び三重県防災ヘリコプター支援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として要綱第14条第1項第1号から5号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を充たし、かつ別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という。）が防災対策部災害対策課長（以下「運航管理責任者」という。）に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

(三重県地域防災計画に基づく緊急運航)

第8 三重県地域防災計画に基づく緊急運航については、当該防災計画に定めるもののほか、運航管理責任者の命により出動する。

(報告)

第9 隊長は、緊急運航を終了した場合には、災害速報(様式第2号等)により、速やかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書(様式任意)により、その旨報告するものとする。

(附 則)

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別紙1 (第4関係)

防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 救急活動

(1) 救急車で搬送するよりも病院搬送までの時間を短縮できる救急患者の搬送

別紙2 参照

(2) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

(4) 移植のための臓器等の搬送

移植医療を行うため、臓器や担当医師、医療器材等を緊急に搬送する必要があると認められる場合であって、防災ヘリコプター以外に適切な搬送手段がない場合

(5) その他救急活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故及び山岳遭難事故において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) 高速道路及び自動車専用道路上での事故で、地上からの収容、搬送が不可能と認められる場合

(5) その他救助活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要が認められる場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(4) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

別紙2

傷病者が事故又は急病等に起因して、次の1以上の場合に該当し、重症が疑われ、事案発生地点がヘリコプターの有効範囲の場合

なお、救急現場に医師、救急救命士がいる場合はヘリコプターに搭乗することを原則とする。

(受傷原因等)

1 自動車事故

- (1) 自動車からの放出
- (2) 同乗者の死亡
- (3) 自動車の横転
- (4) 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- (5) 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- (6) 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

2 オートバイ事故

- (1) 時速35km程度以上で衝突した事故
- (2) ライダーがオートバイから放り出された事故

3 転落事故

- (1) 3階以上の高さからの転落
- (2) 山間部での滑落

4 窒息事故

- (1) 溺水
- (2) 生き埋め

5 列車衝突事故

6 航空機墜落事故

7 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

8 重症が疑われる中毒事故

(要救助者の現在の状態)

9 バイタルサイン

- (1) 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)
- (2) 脈拍が弱くてかすかしか触れない、又は全く脈が触れない状態
- (3) 呼吸が弱くて止まりそうな状態、遠く、浅い呼吸をしている状態、呼吸停止
- (4) 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなっている状態

10 外傷

- (1) 頭部、頸部、躯幹又は肘、若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- (2) 2箇所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む)の切断

- (3) 麻痺を伴う肢の外傷
- (4) 広範囲の熱傷（体のおおむね1／3を越えるやけど、気道熱傷）
- (5) 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- (6) 意識障害を伴う外傷

1 1 疾病

- (1) けいれん発作
- (2) 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる）
- (3) 新たな四肢麻痺の出現
- (4) 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

1 2 その他

- (1) 上記のような重症なものでもなくとも、事案発生地では、ヘリコプターを使用すると、自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合
 - (2) 現場隊員から要請がある場合
 - (3) ヘリコプターの有効範囲ではないが、諸般の事情（道路の渋滞、崖崩れ等による道路の寸断等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できる場合
- その他

(1) 出動要請基準

防災ヘリコプターの出動判断フローチャートとヘリコプター有効範囲で判断する。

(2) ヘリコプター有効範囲

ヘリコプター有効範囲地図参照

様式第1号 (第5関係)
防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在在
1 要請機関名	☎ 発信者		
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助輸送(品名数量) その他()		
4 発生場所及び発生時間	市町村	平成 年 月 日	午前・午後 時 分
5 現地の気象条件	天候 視程 m	風向 風速	気温 気圧
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別(全国波、県波、市町村波) 現場指揮本部(車)呼出名(コールサイン)		

8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)		
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記		
三重県防災航空隊 ☎		059-235-2555	受信者
緊急要請専用		235-2558	
		235-2557	

9 傷病者搬送の場合	傷病者	住氏名	年齢	性別	職業	男・女
症	状態	住所	生年月日	歳		
着陸場所の標目	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
同乗者	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
病院への搬送方法	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
受入病院	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先
搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先	搬送先

10 必要資機材	機関名	要請機数	機
11 他航空機への要請	(有・無)		
12 その他必要事項			

* 以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

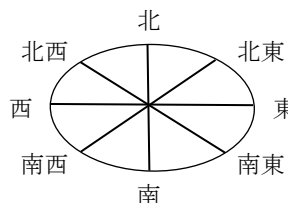
1 使用無線等	無線種別(全国波、県波、市町村波) 現場指揮本部(車)呼出名(コールサイン)		
2 到着予定時間	平成 年 月 日	(曜日)	午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間	分	
4 燃料の確保	要手配・手配不要	0	(ドラム缶 本)

様式第2号 (第8関係) [略]

防災ヘリコプターの運航に必要な気象条件

			視程	雲高	風速	備考
管制圏外	離着陸	昼間	飛行視程 1,500m以上	150m以上	平均17m 以下 最大19m 以下	※ 特別有視界飛行 (SVFR) (1) 雲から離れて飛行 (2) 飛行視程1,500m以上を維持 (3) 地面又は水面を引き続き視認 以上の条件で管制圏内が計器気象状態(IMC)時の離着陸をいう。
		夜間	飛行視程 5,000m以上	300m以上		
	飛行中	昼間	飛行視程 1,500m以上	・雲から離れて飛行 ・地面又は水面を引き続き視認		
		夜間	飛行視程 5,000m以上	300m以上		

運航に必要な気象情報の観測通報要領

観測項目	通報単位	通報要領																										
		通報の一例	説明																									
視程	「km」	「視程約10km」	観測地点から約10km離れている山、塔、建物等が見える。 (視程とは、地(水)平線上、目で見通せる最大距離)																									
雲量	「10分位」	「雲量約6/10」	快晴……………雲量 1/10未満 晴…………… " 1/10~5/10 曇…………… " 6/10~9/10 本曇…………… " 10/10																									
	「高さ」	「雲の高さ約500m」	周囲の山の高さ等を参考にして判定する。標高500mの山の頂上付近に雲がかかって見える。																									
風向	「8方向」	「風向南」																										
				「風速約5m」	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>風力階級</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静穏煙はまっすぐ昇る</td> <td>1</td> <td>0~0.6未満</td> </tr> <tr> <td>煙りがなびく</td> <td>2</td> <td>0.6~1.6</td> </tr> <tr> <td>顔に風を感じる、木の葉が動く</td> <td>3</td> <td>1.6~3.4</td> </tr> <tr> <td>砂ぼこりが立ち、紙片が舞う</td> <td>4</td> <td>3.4~5.5</td> </tr> <tr> <td>葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ</td> <td>5</td> <td>5.5~8.0</td> </tr> <tr> <td>大枝が動く、電線がなる</td> <td>6</td> <td>8.0~10.8</td> </tr> <tr> <td>樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難</td> <td>7</td> <td>10.8~13.9</td> </tr> <tr> <td>小枝が折れる、風に向かって歩けない</td> <td>8</td> <td>13.9~17.2</td> </tr> </tbody> </table>		風力階級	風速 (m/s)	静穏煙はまっすぐ昇る	1	0~0.6未満	煙りがなびく	2	0.6~1.6	顔に風を感じる、木の葉が動く	3	1.6~3.4	砂ぼこりが立ち、紙片が舞う	4	3.4~5.5	葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ	5	5.5~8.0	大枝が動く、電線がなる	6	8.0~10.8	樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難	7
	風力階級	風速 (m/s)																										
静穏煙はまっすぐ昇る	1	0~0.6未満																										
煙りがなびく	2	0.6~1.6																										
顔に風を感じる、木の葉が動く	3	1.6~3.4																										
砂ぼこりが立ち、紙片が舞う	4	3.4~5.5																										
葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ	5	5.5~8.0																										
大枝が動く、電線がなる	6	8.0~10.8																										
樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難	7	10.8~13.9																										
小枝が折れる、風に向かって歩けない	8	13.9~17.2																										

5-2 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

(注) ①離着陸場規模 A : 200×100m (20000㎡) 以上 大型ヘリ対応可
 B : 150× 70m (10500㎡) 以上 〃
 C : B未満

離着陸場区分
 凡例

ヘリ専用：ヘリコプター専用拠点

指定番号	名称	所在地	緯度 経度	管理者 電話番号	面積 (㎡)		離着陸 場規模	避難場 所指定	土地表 面	散水の 必要性	備考
471-01	七保小学校 グラウンド	大紀町打見 388	N 34° 24' 46 E136° 28' 48	七保小学校 0598-83-7700	60×60	3600	C	有	砂質 赤土	有	
471-02	大紀町野添山 村広場	大紀町野添 887	N 34° 24' 27 E136° 29' 14	大紀町 0598-86-2212	103×103	10609	B	無	砂質 赤土	有	ヘリ専用拠点
471-03	大宮小学校 グラウンド	大紀町滝原 1748-1	N 34° 21' 01 E136° 24' 25	大宮小学校 0598-86-7711	60×75	4500	C	無	砂質 赤土	有	
471-04	大宮中学校 グラウンド	大紀町滝原 1889-7	N 34° 21' 04 E136° 24' 18	大紀中学校 0598-86-3109	132×122	16104	B	有	グリーン ストーン	有	
471-05	錦小学校 グラウンド	大紀町錦 426-1	N 34° 13' 26 E136° 23' 45	錦小学校 0598-73-2012	100×100	10000	C	有	砂質	有	
471-06	旧錦中学校 グラウンド	大紀町錦 71-5	N 34° 12' 53 E136° 24' 13	大紀町 0598-86-2212	88×112	9856	C	有	砂質	有	
471-07	大紀中学校 グラウンド	大紀町崎 291-3	N 34° 18' 10 E136° 23' 35	大紀中学校 0598-74-1010	84×70	5880	C	有	砂質	有	
471-08	塩浜山村広場	大紀町錦 10-2	N 34° 12' 44 E136° 23' 44	大紀町 0598-86-2212	60×17	1020	C	無	舗装	無	
471-09	旧大内山中学 校グラウンド	大紀町大内山 926	N 34° 16' 04 E136° 21' 46	大紀町 0598-86-2212	60×70	4200	C	有	砂質 赤土	有	
471-10	定坂集積場	大紀町大内山 1917	N 34° 15' 38 E136° 20' 37	大紀町 0598-86-2212	40×50	2000	C	有	舗装	無	
471-11	山岳救助訓練 施設	大紀町錦 722-14	N 34° 13' 20 E136° 23' 21	三重県防災対策部 059-224-2186	145×66.2	9600	C	有	舗装	無	

5-3 緊急輸送道路一覧

1. 第1次緊急輸送道路

路線名	区 間		道路路線名	
	起点(市町字名)	終点(市町字名)	起 点	終 点
高速自動車道 (中日本高速道路(株)管理)				
紀勢自動車	紀北町	多気町	一般国道422号	伊勢自動車道
一般国道 (国土交通省管理)				
一般国道42号	松阪市八太町	紀宝町成川	一般国道23号 (-)松阪多気線	一般国道42号 和歌山県境

2. 第2次緊急輸送道路

路線名	区 間		道路路線名	
	起点(市町字名)	終点(市町字名)	起 点	終 点
一般国道 (県管理)				
一般国道260号	大紀町錦	大紀町錦	一般国道260号	大紀町錦支所
主要地方道				
紀勢インター線	大紀町崎	大紀町錦	一般国道42号	一般国道260号

3. 第3次緊急輸送道路

路線名	区 間		道路路線名	
	起点(市町字名)	終点(市町字名)	起 点	終 点
一般国道 (県管理)				
一般国道260号	南伊勢町神前浦	大紀町錦	町道神前小方線	(主)紀勢インター線
一般国道260号	大紀町錦	紀北町東長島	大紀町錦支所	一般国道42号
主要地方道				
伊勢大宮線	大紀町打見	大紀町打見	(主)南島大宮大台線	町道相原西古谷線
南島大宮大台線	大紀町野添	大台町下楠	(主)伊勢大宮線	一般国道42号
一般県道				
檜原大内山線	大紀町大内山	大紀町大内山	空坂空地	一般国道42号
町道				
相原西古谷線	大紀町野添	大紀町野添	(主)伊勢大宮線	大紀町野添山村広場

6 自主防災組織・消防団・応急給水等に関する資料

6-1 自主防災組織現況

自主防災組織名	地区
黒坂自主防災組織	七保
野原自主防災組織	
野添自主防災組織	
打見自主防災組織	
金輪自主防災組織	
古里自主防災組織	
藤自主防災組織	
木屋自主防災組織	
神原自主防災組織	
三瀬川自主防災組織	滝原
船木自主防災組織	
里自主防災組織	
頓登自主防災組織	
中村自主防災組織	
出谷自主防災組織	
長者野自主防災組織	
大滝自主防災組織	
阿曾自主防災組織	阿曾
柏崎自主防災組織	柏崎
錦自主防災組織	錦
駒自主防災組織	大内山
間弓自主防災組織	
川口自主防災組織	
米ヶ谷自主防災組織	

6-2 大紀町消防団

本 部		分 団	団員数	地 区
団 長	副団長	第1分団	40	黒坂・野原・野添・打見・神原
		第2分団	38	金輪・古里・藤・木屋
	副団長	第3分団	38	三瀬川・船木・滝原
		第4分団	28	阿曾
	副団長	第5分団	32	柏崎
	副団長	第6分団	41	錦
	副団長	第7分団	40	大内山

消防団員数 団長1名 + 副団長5名 + 団員257名 = 263名 (R5.3現在)

消 火 栓・・・町内 694箇所 (七保173・滝原75・阿曾88・柏崎120・錦127・大内山111)

防火水槽・・・町内 224箇所 (七保73・滝原36・阿曾43・柏崎29・錦14・大内山29)

6-3 応急給水用車両及び資機材

市町村名	給 水 車		給水タンク		ポリタンク (個)
	保 有 数 (台)	能 力 (m ³)	保 有 数 (台)	能 力 (m ³)	
大 紀 町	2	10m ³ ×1台 5m ³ ×1台	5	2m ³ ×1台 1m ³ ×2台	20ℓ ×46個

7 文教に関する資料

7-1 指定文化財

指定の区分	文化財の名称
国指定史跡（世界遺産）	熊野参詣道伊勢路（ツヅラト峠道）（大内山）
県指定文化財	木造阿弥陀如来坐像（永会） 七保のオハツキイチョウ（野原）
	大平山の躑躅（崎）
	雲板（大内山） 木造阿弥陀如来像（大内山） 大内山の一里塚（大内山）
町指定文化財	野原大神楽（野原） 打見絵図（打見・野原他） 阿曾観音堂（阿曾） 地藏菩薩坐像（野添） 阿弥陀如来及び両脇侍像（藤） 石灰華（阿曾） 樋ノ谷遺跡（神原）
	枝垂れ桜（崎） 笠木不動滝雄・雌滝（崎） 海獣葡萄鏡（錦） 三角縁神獣鏡（錦） ウバメガシ（錦）
	大内山但馬守遺跡（大内山） 中組常夜灯（大内山） 地藏尊〔石仏〕（大内山）
	大内山村役場文書（大内山） 熊野街道絵図（大内山）

8 災害危険箇所に関する資料

8-1 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		人50戸以上	49戸以下	9戸以下	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	野原	黒坂	2		11				県
2	〃	東上山	4		14				県
3	〃	落合	4				3		町
4	〃	西上山	2			7			県
5	野添	中道	7		20				県
6	永会	若瀬	5		20			1	町
7	〃	成谷	3				4		県
8	〃	八ヶ野	6		18				県
9	〃	庄路ヶ谷	1				1		
10	〃	藤	6		17				県
11	〃	板取	3			5			県
12	〃	藤木屋	1				3		
14	神原	九郎山口	4		13				県
15	〃	瀬戸	3			5			県
16	三瀬川	滝谷	6		23			1	県
17	船木	中出	7	57				1	県
18	滝原	北屋敷	2		15			1	国
19	〃	荒堀	3			5			県
20	〃	出谷	2	50					国
21	〃	金山	4		30			1	町
22	阿曾	片山	6		29			2	
23	〃	〃	5			5			町
24	〃	大原野	1			7			町
25	〃	片倉	2		11				町
26	〃	大野原	1				3		町

危険地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		人50戸以上	49〜10戸	9〜5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
27	阿 曾	三 軒 屋	2			8			町
28	〃	坂 卷	1		11				町
29	〃	滝 辺	3			7			
30	〃	昆 沙 野	3		12			1	県
31	〃	村 出	2			7			町
32	〃	奥 里 出	1			7			町
33	〃	〃	1			9		1	
35	〃	藤 夕 野	5	57				1	国
36	〃	平 瀬	3			5		1	町
1001	崎	笠 木	1		10				町
1002	〃	〃	3			8			町
1003	柏 野	清 瀬	4		10				町
1004	〃	宮 里	4		23			1	町
1007	崎	高 尾	1		18			1	町
1008	〃	〃	2		12				町
1009	〃	元 崎	1			8			国
1010	〃	上 野	1		12			1	町
1011	〃	坂 津	1		13			1	町
1012	〃	沖 田	1		11			1	国
1013	〃	〃	1			5			国
1014	〃	小 平 谷	6		16				町
1015	〃	〃	2		14				町
1016	〃	口 野 々	4		11				町
1017	〃	中 畑	1				4		町
1018	〃	三 夕 野	4		14				町
1019	柏 野	共 和	2				3		国
1020	〃	沼 夕 野	3			9		1	国
1021	〃	〃	2			6			町
1022	〃	注 連 小 路	2			5			町
1023	〃	〃	5		10			1	町

危険地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		人50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1024	崎	栃ヶ久保	3	55				1	国
1025	柏野	居塚	1				2		県
1026	〃	胡桃	1			8		1	町
1027	〃	〃	1				2		町
1028	〃	〃	1				3		町
1029	崎	錦小屋	1				2		県
1030	〃	〃	3		11			1	県
1031	〃	羽下	1				3		国
1032	〃	〃	3		10				県
1033	錦	栄	1		39			1	町
1034	〃	錦	1				3		町
1035	〃	福羅町	1			5		1	町
1036	〃	宮前町	1				1	2	町
1037	〃	浅ヶ谷	2		27				町
1038	〃	向井	1				1		町
1039	〃	叫越	1				2		
1040	〃	釜士町	2				3	1	町
1041	〃	扇町	2		21				町
1042	〃	東町	1			5			町
1043	〃	姫川町	2			5			町
1044	〃	栄町	1			7			国
1045	崎	小平谷	3				1		県
1046	〃	三十郎	2						県
1047	錦	姫坂越	3		23			1	国
2001	大内山	村山地	2			8		1	国
2002	〃	松原	1		39				国
2003	〃	間弓	1			6			町
2005	〃	中野	1		12				町
2006	大内山	つづら谷	2		11			1	町
2007	〃	岡ヶ野	1			7			町

危険地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		人50戸以上	49戸以下	9戸以下	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
2008	大内山	岡ヶ野	1		12			1	町
2009	〃	伊良野	2		18			1	町
2010	〃	脇谷	4		13				町
2011	〃	亀ヤ谷	7			9		1	国
2012	〃	中野寺ノ口	1			8			町
2013	〃	栃本	1			5			町
2014	〃	梅ヶ谷	1		10				国
2016	〃	下里	2		10				県
2017	〃	川口	1			6		1	県

8-2 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		人50戸以上	49戸以下	9戸以下	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	永会	西河内	3.6		33				県
2	〃	東河内	5.8		33				県
3	〃	横谷	9.0				2		県
4	〃	藤	2.7			5			
5	〃	成谷	10.8				3	1	町
6	野原	佐田	1.1		10				県
7	打見	大谷	1.2				3	2	県
8	永会	藤	1.1				4		
9	〃	金輪	3.6				3	1	町
10	〃	古里	1.9			5			県
11	〃	板取	4.5			5			県
12	〃	古里	0.9			5			県
13	〃	若瀬	2.6			6			町
14	〃	八ヶ野	0.9				4		県
15	〃	藤	3.4				3		
16	〃	板取	1.1				1		
17	三瀬川	三ノ谷	1.1			9			県
18	滝原	阿淵	0.3				3		国
19	〃	柚木谷	1.8			8		1	国
21	阿曾	市ノ瀬	2.1				1		
22	〃	奥里出	1.1				1		町
23	〃	村出	0.5		15				町
24	〃	神地	0.8			8			町
25	〃	昆沙野	1.1		12			1	町
26	〃	大原野	2.7			8			
27	神原	瀬戸	0.5			6			県
28	永会	藤	0.6		28			2	県
29	金輪	芦谷	5.7		12			1	

危険地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		人50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
30	金輪	武士谷	0.5		20				県
31	野原	野原新田	0.9		11				町
32	〃	黒坂	1.2		46				県
33	神原	九郎山口	0.5			8			県
34	船木	中出	0.8		13				町
36	滝原	中村川	6.3	65					
37	阿曾	藤ヶ野	0.9		26				国
38	〃	勝瀬	5.7		19				国
39	野原	奥山西通り	25.7		12				町
40	阿曾	大峰	12.6		12				県
41	〃	鍋滝	1.8						林
42	野添	神正谷	0.2				4		県
43	永会	西ノ谷	0.6		10				町
44	黒坂	南出	1.2		40			1	町
45	野原	奥山東通り	3.9						林
47	永会	滝ノ上	0.2						町
48	神原	四足谷	0.1						町
49	金輪	一ノ谷	0.2					1	町
50	永会	板取広	0.1						町
51	打見	滝ヶ広	0.1						町
52	阿曾	片倉	0.1				1		町
53	神原	石黒	0.1						県
54	〃	チョウシダニ	0.6						県
1001	崎	笠木	4.8			6			町
1002	錦	二河内	6.1		15				町
1003	〃	中河内	9.0		15				県
1004	柏野	注連小路	8.4						林
1005	錦	叔父ヶ谷	12.2						林
1006	崎	田垣内	0.3				3		県
1007	〃	茂谷	1.1			5			町

危険地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等					
	大字	字		人50戸以上	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1008	崎	宮原	0.6		13			3	県
1009	〃	庄兵衛谷	0.5				2		町
1010	〃	中谷	1.5		19				町
1011	錦	浅ヶ谷	1.2	75					町
1012	崎	下崎	0.5		30			1	国
1013	〃	大平	2.9		20				林
1014	〃	横谷	5.1		10				県
1015	〃	羽下谷	2.4		13				県
1016	〃	栃古谷	4.5				3		国
1017	柏野	垣内後	0.2					1	町
1018	崎	滝ヶ谷	2.0		30			2	県
1019	柏野	宮里	0.1				2		町
1020	崎	長野	0.1				3		林
1021	柏野	檜谷	1.2			8			林
2001	大内山	大谷	4.2				2		県
2002	〃	池ノ谷越	15.5				4		県
2003	〃	鍛冶屋谷	6.1						林
2004	〃	本郷	0.4		30				県
2005	〃	米ヶ谷	3.3		20			1	町
2006	〃	橋ヶ谷	1.9		16			1	県
2007	〃	中谷	0.3		20			1	町
2008	〃	大谷	0.7		20			1	町
2010	〃	駒ヶ谷	2.4			5		1	林
2011	〃	桂谷	3.0		19				国
2012	〃	芦谷	4.5		21				町
2013	〃	奥屋敷	0.5		25			2	町
2014	〃	脇谷	0.5		18				町
2015	〃	小平谷	3.0		15				町
2016	〃	古座谷	1.2		16				国
2017	〃	清水谷	2.3		10				国

危険地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等					
	大字	字		人50戸以上	49〜10戸	9〜5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
2018	大内山	坂の谷	2.5				2		町
2019	〃	栃古谷	6.2			5		1	町
2020	〃	大平谷	8.2			5			町
2021	〃	本郷栃古	0.2			8			町
2022	〃	イヤ谷	1.1		25				国
2024	〃	大津	1.2		29			1	国
2025	〃	安間谷	0.6			6			国
2026	〃	藤沢谷	2.5			8			町
2027	〃	今瀬谷	1.1		15			1	国
2028	〃	北の向	0.5				3		町
2029	〃	奥唐子	27.5		20				町
2030	〃	木場ノ谷	0.9			5			林
2031	〃	アシ谷	2.2		17			1	林
2032	〃	栗ケ谷	1.8						林
2033	〃	トチコ	1.4						林
2034	〃	大谷	0.7		10				町
2035	〃	池の谷越	1.3				2		県
2036	〃	試谷	0.8			8			町
2037	〃	栃古谷	1.1				2		林
2038	〃	池の谷越	0.9				3		林
2039	〃	奥唐子	1.1				3		林
2040	〃	〃	1.1				4		林
2041	〃	〃	0.5				4		林
2042	〃	名古屋谷	2.9		20				国
2043	〃	間弓訳	0.6		22			2	国

8-3 砂防指定地内の溪流

	水系名	溪流名	字名
1	宮川	古田川	村出
2	宮川	黒坂川	黒坂
3	宮川	上野原川	東出
4	宮川	古里谷川	古里
5	宮川	西の谷川	古里
6	宮川	長者野(1)	長者野
7	宮川	段野広	藤ヶ野
8	宮川	守谷川	八ヶ野
9	宮川	沼谷川	阿漕
10	奥川	浅ヶ谷川	花園町
11	宮川	三ヶ野谷(1)	三ヶ野
12	宮川	岩掛谷	下崎
13	宮川	柏谷川	下崎
14	宮川	フラノ谷	下崎
15	福羅川	車町谷川	錦
16	福羅川	フコマ越	錦
17	宮川	清水谷	河内
18	宮川	古座谷川	大内山梅ヶ谷
19	宮川	奥ノ谷	大内山本郷
20	宮川	真谷	大内山大津
21	宮川	安間谷	大内山梅ヶ谷

8-4 急傾斜地崩壊危険箇所

1 自然がけ

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1	黒坂1	野原	上道	70	200	20	11	有り
2	黒坂2	野原	南出	30	210	15	9	有り
3	野原	野原	森ノ前	45	90	20	0	
4	新田	野原	落合	35	100	20	7	有り
5	打見	打見	小田ヶ原	80	60	15	2	有り
6	神原	神原	山下	35	170	5	6	有り
7	古里	永会	中里	45	200	40	5	有り
8	成谷	永会	カヤ谷	45	150	100	6	有り
9	板取	永会	桑谷	40	70	100	5	有り
10	木屋	永会	西中川	50	230	150	11	有り
11	三瀬川1	三瀬川	馬場谷	40	60	190	5	有り
12	里	滝原	川原	40	90	30	6	有り
13	頓登	滝原	金徳坂	74	70	7	6	有り
14	出谷1	滝原	中野	45	130	8	8	有り
15	出谷2	滝原	中野	80	150	7	8	有り
16	長者野1	滝原	長者野	35	390	8	7	有り
17	勝瀬	阿曾	勝瀬	40	190	8	9	
18	片山	阿曾	片山	40	290	14	28	有り
19	片倉	阿曾	片倉	35	240	20	19	有り
20	大原野	阿曾	大原野	45	220	40	9	有り
21	三軒屋	阿曾	三軒屋	30	140	15	10	有り
22	昆沙野	阿曾	昆沙野	35	70	15	5	有り
23	平瀬	阿曾	平瀬	40	190	120	9	有り
24	西出	阿曾	村出	30	100	7	5	
25	藤ヶ野1	阿曾	藤ヶ野	50	130	8	5	有り
26	藤ヶ野2	阿曾	藤ヶ野	30	120	20	6	有り
27	小広瀬1	阿曾	小広瀬	45	170	50	11	有り
28	小広瀬2	阿曾	小広瀬	35	180	25	10	有り
29	野原1	野原		30	280	40	11	有り

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
30	野原2	野原		41	300	40	5	有り
31	船木1	船木		41	220	70	11	有り
32	三瀬川1	三瀬川		37	255	100	5	有り
33	野原3	野原		60	150	30	0	
34	滝原1	滝原		45	53	15	0	
35	滝原2	滝原		50	40	26	0	
36	滝原3	滝原		33	110	30	1	有り
37	板取1	永会	板取	45	190	80	6	有り
38	片山1	阿曾	片山	39	370	70	5	有り
39	成谷1	永会	成谷	50	40	14	1	有り
40	成谷2	永会	成谷	45	48	48	2	有り
41	滝原4	滝原		40	140	22	0	
42	滝原5	滝原		40	275	100	6	
43	長者野1	阿曾	長者野	50	130	25	6	有り
44	永会1	永会		45	28	45	1	有り
45	阿曾1	阿曾		45	100	30	6	有り
46	野原1	野原		33	140	10	2	
47	野原2	野原		45	235	20	2	有り
48	野添1	野添		45	370	30	3	有り
49	野添2	野添		45	100	25	1	有り
50	野原3	野原		35	110	45	3	有り
51	野原4	野原		40	150	45	1	有り
52	野原5	野原		45	180	55	3	有り
53	野原6	野原		38	125	48	2	有り
54	野原7	野原		45	170	13	2	有り
55	打見1	打見		45	130	20	2	有り
56	金輪1	金輪		45	115	24	1	
57	金輪2	金輪		38	135	80	1	有り
58	野原8	野原		45	110	60	2	有り
59	野原9	野原		35	65	26	1	
60	船木1	船木		47	210	30	3	有り
61	船木2	船木		51	235	30	3	有り

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
62	三瀬川1	三瀬川		50	210	35	3	
63	神原1	神原		32	200	70	1	
64	神原2	神原		45	160	70	1	
65	神原3	神原		32	125	20	1	
66	神原4	神原		38	95	28	1	
67	神原5	神原		42	53	35	1	有り
68	永会1	永会		39	165	25	2	有り
69	永会2	永会		61	120	18	1	有り
70	永会3	永会		30	100	18	1	
71	永会4	永会		38	160	60	3	有り
72	永会5	永会		45	93	35	1	有り
73	金輪3	金輪		38	190	25	1	
74	滝原1	滝原		37	115	34	1	
75	滝原2	滝原		37	200	50	3	有り
76	滝原3	滝原		40	250	80	3	有り
77	滝原4	滝原		37	75	50	1	有り
78	滝原5	滝原		31	110	60	1	有り
79	滝原6	滝原		47	115	32	1	
80	永会6	永会		30	95	7	2	
81	八ヶ野1	永会	八ヶ野	45	103	40	4	有り
82	八ヶ野2	永会	八ヶ野	45	195	70	1	有り
83	八ヶ野3	永会	八ヶ野	46	200	80	4	有り
84	永会7	永会		38	63	24	1	有り
85	滝原7	滝原		32	170	38	2	有り
86	滝原8	滝原		45	55	15	1	
87	滝原9	滝原		45	67	30	1	有り
88	板取1	永会	板取	39	90	40	1	有り
89	滝辺1	阿曾	滝辺	32	115	70	1	
90	大滝1	阿曾	大滝	30	143	6	2	
91	大滝2	阿曾	大滝	47	177	55	1	有り
92	滝原10	滝原		31	100	18	1	
93	滝原11	滝原		30	92	35	1	有り

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
94	滝原12	滝原		45	132	60	1	有り
95	横 1	永会	横	45	150	70	2	有り
96	横 2	永会	横	30	98	50	2	有り
97	木屋 1	永会	木屋	45	127	50	3	
98	木屋 2	永会	木屋	63	110	40	2	有り
99	奥里出 1	阿曾	奥里出	45	135	12	1	有り
100	西出 1	阿曾	西出	35	103	7	2	有り
101	大原野 1	阿曾	大原野	45	65	50	2	有り
102	大原野 2	阿曾	大原野	37	128	100	1	有り
103	大原野 3	阿曾	大原野	35	85	20	2	有り
104	金輪 4	金輪		60	130	24	1	
105	野原10	野原		45	97	30	2	有り
106	船木 3	船木		45	140	37	1	
107	船木 4	船木		35	110	50	2	有り
108	永会 8	永会		39	37	12	1	
109	勝頼 1	阿曾	勝頼	32	95	62	3	有り
110	大原野 4	阿曾	大原野	32	60	42	1	
111	大原野 5	阿曾	大原野	37	123	90	1	
112	三瀬川 2	三瀬川		40	115	50	1	有り
113	三瀬川 3	三瀬川		40	125	70	1	
114	三瀬川 4	三瀬川		40	95	70	1	有り
115	三瀬川 5	三瀬川		40	120	80	1	有り
116	藤ヶ野 1	阿曾	藤ヶ野	31	183	100	4	有り
117	永会 9	永会		32	270	24	2	
118	木屋 3	永会	木屋	45	130	70	1	
119	金輪 5	金輪		34	220	30	3	有り
120	永会10	永会		37	230	40	3	有り
121	奥里出 2	阿曾	奥里出	40	220	100	1	有り
122	清瀬 1	柏野	清瀬	50	310	50	11	有り
123	柏野 1	柏野		45	230	40	10	有り
124	柏野 2	柏野		45	130	40	11	有り
125	柏野 3	柏野		60	110	25	7	有り

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
126	柏野4	柏野	宮里	40	190	25	8	有り
127	沼ヶ野	柏野	沼ヶ野	45	500	40	18	有り
128	注連小路	柏野	注連小路	50	180	40	6	有り
129	栃ヶ久保	崎	栃ヶ久保	40	380	30	20	有り
130	胡桃1	柏野	胡桃	45	110	50	5	有り
131	胡桃2	柏野	胡桃	45	90	40	5	有り
132	宮原1	崎	高尾	40	190	25	5	有り
133	宮原2	崎	宮原	45	130	40	0	
134	宮原3	崎	宮原	40	140	60	0	
135	宮原4	崎	宮原	60	120	11	12	有り
136	宮原5	崎	宮原	47	740	18	32	有り
137	下崎1	崎	下崎	45	200	50	8	有り
138	下崎2	崎	下崎	40	170	50	12	有り
139	笠木1	崎	笠木	35	240	20	6	有り
140	笠木2	崎	笠木	40	250	15	7	
141	小平谷1	崎	小平谷	45	330	50	18	有り
142	小平谷2	崎	小平谷	45	190	50	6	有り
143	小平谷4	崎	小平谷	45	100	30	5	有り
144	坂津1	崎	坂津	50	200	25	9	有り
145	坂津2	崎	坂津	50	140	25	6	有り
146	三ヶ野1	崎	三ヶ野	40	250	50	5	有り
147	三ヶ野2	崎	三ヶ野	40	130	40	5	有り
148	三ヶ野3	崎	三ヶ野	40	270	60	13	有り
149	錦小屋	崎	錦小屋	41	190	50	7	有り
150	羽下	崎	羽下	45	280	70	11	有り
151	高岡1	錦	高岡	45	310	60	30	有り
152	高岡2	錦	高岡	45	170	50	10	有り
153	太田	錦	太田	60	220	50	5	有り
154	浅ヶ谷1	錦	浅ヶ谷	50	620	60	106	有り
155	浅ヶ谷2	錦	浅ヶ谷	60	1400	100	250	有り
156	錦	錦	谷山	50	700	50	134	有り
157	福羅1	錦	福羅	60	200	80	39	有り

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
158	福羅2	錦	福羅	60	50	70	0	有り
159	名古	錦	名古	60	40	100	0	
160	横谷	錦		45	130	18	6	有り
161	あけぼの	錦		60	50	10	5	
162	注連小路1	柏野	注連小路	45	150	83	0	有り
163	崎1	崎		55	90	39	0	有り
164	栄町1	錦	栄町	50	285	80	6	有り
165	日の出町1	錦	日の出町	80	235	90	1	有り
166	あけぼの町1	錦	あけぼの町	45	170	54	7	有り
167	高尾1	崎	高尾	40	120	45	8	有り
168	三ヶ野1	崎	三ヶ野	60	150	80	0	有り
169	羽下1	崎	羽下	45	80	50	1	有り
170	三ヶ野2	崎	三ヶ野	35	190	147	0	有り
171	崎2	崎		35	300	55	6	有り
172	栄町2	錦	栄町	45	135	100	7	有り
173	あけぼの町2	錦	あけぼの町	50	165	57	5	有り
174	笠木1	崎	笠木	40	105	40	2	
175	坂津1	崎	坂津	40	230	90	1	有り
176	坂津2	崎	坂津	60	195	90	3	有り
177	坂津3	崎	坂津	65	200	80	3	有り
178	錦1	錦		60	115	90	1	有り
179	注連小路1	柏野	注連小路	45	160	140	1	
180	注連小路2	柏野	注連小路	35	85	58	1	有り
181	注連小路3	柏野	注連小路	30	75	110	3	有り
182	沼ヶ野1	柏野	沼ヶ野	45	220	90	2	有り
183	栃ヶ久保1	柏野	栃ヶ久保	50	170	100	2	有り
184	柏野1	柏野	柏野	45	115	120	4	有り
185	長野1	崎	長野	65	140	90	2	有り
186	長野2	崎	長野	55	125	154	1	有り
187	崎1	崎		50	90	45	2	有り
188	胡桃1	柏野	胡桃	35	75	43	1	有り
189	下崎1	崎	下崎	45	135	75	3	

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
190	下崎2	崎	下崎	35	105	30	1	
191	錦小屋1	崎	錦小屋	50	100	70	1	有り
192	錦小屋2	崎	錦小屋	45	230	80	3	
193	羽下1	崎	羽下	45	155	55	2	有り
194	あけぼの町1	錦	あけぼの町	60	155	110	1	有り
195	新生町1	錦	新生町	45	170	150	2	有り
196	日の出町1	錦	日の出町	75	35	70	1	有り
197	柏野1	柏野		45	135	60	1	有り
198	柏野2	柏野		35	125	55	2	有り
199	高尾1	崎	高尾	70	110	40	2	有り
200	小平谷1	崎	小平谷	40	145	50	2	
201	本駒	大内山駒	本駒	50	140	50	5	有り
202	向駒	大内山駒	向駒	45	270	15	10	
203	松原1	大内山駒	松原	45	120	40	10	有り
204	松原2	大内山駒	松原	40	310	40	20	有り
205	脇谷1	大内山間弓	脇谷	45	190	40	12	有り
206	脇谷2	大内山間弓	宮ノ前	38	280	60	17	有り
207	脇谷4	大内山間弓	脇谷	45	90	40	5	有り
208	岡ヶ野1	大内山間弓	岡ヶ野	47	250	30	14	有り
209	岡ヶ野2	大内山間弓	岡ヶ野	55	170	30	8	有り
210	中組	大内山間弓	中組	50	430	34	25	有り
211	西ノ野	大内山間弓	西ノ野	37	200	15	10	有り
212	大津1	大内山川口	大津	48	210	30	17	有り
213	大津2	大内山川口	大津	48	370	50	12	有り
214	川口	大内山川口	菅谷	38	320	12	11	有り
215	中野	大内山川口	中野	51	420	40	23	有り
216	下里	大内山米ヶ谷	下里	40	110	30	6	有り
217	栃古	大内山米ヶ谷	栃古	45	140	25	9	有り
218	本郷1	大内山川口	本郷	40	260	25	16	有り
219	梅ヶ谷1	大内山川口	梅ヶ谷	50	180	40	12	有り
220	梅ヶ谷2	大内山川口	梅ヶ谷	45	230	30	12	有り
221	脇谷3	大内山脇谷		30	190	16	10	有り

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
222	つづら谷	大内山つづら谷		80	70	10	6	有り
223	米ヶ谷向井	大内山向井		30	220	15	7	有り
224	伊良野	大内山伊良野		40	190	20	10	有り
225	中川原	大内山中川原		40	160	20	7	有り
226	米ヶ谷1	大内山米ヶ谷		50	120	30	0	有り
227	間弓1	大内山間弓		65	135	40	4	有り
228	米ヶ谷2	大内山米ヶ谷		45	180	70	5	有り
229	駒1	大内山駒		35	245	60	9	有り
230	間弓2	大内山間弓		60	150	80	3	有り
231	米ヶ谷1	大内山米ヶ谷		45	155	70	1	有り
232	米ヶ谷2	大内山米ヶ谷		30	120	50	2	有り
233	米ヶ谷3	大内山米ヶ谷		30	110	60	2	有り
234	米ヶ谷4	大内山米ヶ谷		40	240	60	4	
235	米ヶ谷5	大内山米ヶ谷		40	115	95	1	有り
236	米ヶ谷6	大内山米ヶ谷		45	115	60	1	有り
237	米ヶ谷7	大内山米ヶ谷		35	95	40	2	有り
238	川口1	大内山川口		40	205	100	3	有り
239	米ヶ谷8	大内山米ヶ谷		60	85	34	1	有り
240	川口2	大内山川口		45	90	60	4	有り
241	駒1	大内山駒		35	115	60	1	有り
242	間弓1	大内山間弓		30	105	40	1	有り
243	間弓2	大内山間弓		35	90	45	3	有り
244	米ヶ谷9	大内山米ヶ谷		40	105	85	2	有り
245	駒2	大内山駒		45	125	55	1	有り

2 人工がけ

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1	東伸町1	錦	東伸町	70	270	70	13	有り
2	あけぼの町1	錦	あけぼの町	60	120	90	2	有り
3	日の出町1	錦	日の出町	80	135	100	1	有り
4	米ヶ谷1	大内山米ヶ谷		40	135	80	2	有り

8-5 地すべり危険箇所

番号	箇所名	位置	面積 (ha)	地域機関	予想される被害	指定の有無	備考
		大字					
1	三瀬川	三瀬川	14.0	伊勢建設事務所	人 家 10 宮 川	無	砂防室
2	三軒屋	阿曾 (三軒屋)	28.8	〃	奥河内川	〃	〃

8-6 土石流危険溪流

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
1	宮川	アノ谷	野添	0.02	5	49025 I A
2	宮川	藤南谷	藤ヶ野	0.05	20	49001 I A
3	宮川	一葉谷	藤ヶ野	0.08	23	49002 I A
4	宮川	青木谷	藤ヶ野	0.11	13	49003 I A
5	宮川	古田川	村出	0.09	14	49005 I A
6	宮川	大入谷	昆沙野	0.03	9	49007 I A
7	宮川	横手谷	滝辺	0.06	8	49009 I A
8	宮川	黒坂川	黒坂	0.22	18	49010 I A
9	宮川	小黒坂川	黒坂	0.06	18	49011 I A
10	宮川	谷口ノ谷	東出	0.05	12	49015 I A
11	宮川	上村谷	東出	0.01	16	49016 I A
12	宮川	久保谷	東出	0.02	13	49017 I A
13	宮川	久保谷	東出	0.1	3	49018 I A
14	宮川	上野原川	東出	0.19	18	49019 I A
15	宮川	佐田谷川	西出	0.19	5	49020 I A
16	宮川	野添	野添	0.03	7	49021 I A
17	宮川	ぼろ谷	野添	0.04	4	49022 I A
18	宮川	風呂屋谷	野添	0.04	9	49023 I A
19	宮川	見込谷	野添	0.02	8	49024 I A
20	宮川	神正谷	野添	0.02	5	49026 I A
21	宮川	トウヒチドイ	若瀬	0.03	7	49027 I A
22	宮川	岩瀬谷	若瀬	0.02	6	49030 I A
23	宮川	杉谷	藤	0.05	8	49033 I A
24	宮川	成谷	藤	0.1	5	49034 I A
25	宮川	板取谷	板取	0.03	5	49035 I A
26	宮川	杓田谷	藤	0.03	6	49044 I A
27	宮川	風呂の谷	藤	0.06	15	49045 I A
28	宮川	保ヶ谷	藤	0.1	3	49046 I A
29	宮川	小深谷	八ヶ野	0.03	1	49050 I A
30	宮川	鷹谷	高谷	0.04	3	49051 I A
31	宮川	古里谷川	古里	0.07	8	49053 I A

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
32	宮川	西の谷川	古里	0.15	13	49054 I A
33	宮川	藤川支川	劫井原	0.11	6	49055 I A
34	宮川	大谷	打見	0.25	0	49058 I A
35	宮川	北野谷	神原	0.06	6	49059 I A
36	宮川	九郎山谷	神原	0.02	8	49060 I A
37	宮川	船谷	神原	0.03	5	49061 I A
38	宮川	山ノ神	神原	0.04	5	49062 I A
39	宮川	岩口	神原	0.02	4	49063 I A
40	宮川	瀬戸西谷川	瀬戸	0.17	4	49065 I A
41	宮川	寺屋敷	三瀬川	0.02	8	49066 I A
42	宮川	三の谷川	三瀬川	0.2	3	49067 I A
43	宮川	ふるやの谷	三瀬川	0.03	6	49068 I A
44	宮川	滝の谷	三瀬川	0.08	3	49069 I A
45	宮川	原谷	三瀬川	0.02	8	49070 I A
46	宮川	三瀬ノ谷	船木	0.02	5	49071 I A
47	宮川	宮の谷	船木	0.04	7	49072 I A
48	宮川	下出谷	船木	0.01	9	49073 I A
49	宮川	貝ヶ瀬谷	船木	0.02	5	49074 I A
50	宮川	中出谷	船木	0.01	5	49075 I A
51	宮川	浦出谷	船木	0.01	6	49076 I A
52	宮川	上出合谷	船木	0.01	4	49077 I A
53	宮川	出合谷	船木	0.01	1	49078 I A
54	宮川	足谷	阿漕	0.07	0	49080 I A
55	宮川	三瀬板谷川	里	0.28	0	49081 I A
56	宮川	出合谷川	出谷	0.13	1	49083 I A
57	宮川	出谷	出谷	0.02	5	49084 I A
58	宮川	柚ノ木谷	出谷	0.04	9	49085 I A
59	宮川	橋ヶ谷	出谷	0.01	0	49086 I A
60	宮川	長者野(1)	長者野	0.04	6	49087 I A
61	宮川	ハイシャ谷	片山	0.03	19	49088 I A
62	宮川	大木戸谷	大原野	0.14	6	49091 I A
63	宮川	イヅシャ谷	奥里出	0.04	5	49093 I A
64	宮川	里谷	奥里出	0.04	14	49095 I A

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
65	宮川	寺谷	奥里出	0.02	2	49096 I A
66	宮川	セング谷	平瀬	0.22	4	49097 I A
67	宮川	平瀬谷	平瀬	0.1	4	49098 I A
68	宮川	唐谷	小広瀬	0.1	8	49099 I A
69	宮川	段野広	藤ヶ野	0.18	1	49004 II A
70	宮川	駒原	西出	0.11	4	49006 II A
71	宮川	大入川	昆沙野	0.21	2	49008 II A
72	宮川	落合	野原新田	0.03	3	49012 II A
73	宮川	一ノ谷(1)	野原新田	0.18	4	49013 II A
74	宮川	一ノ谷(2)	野原新田	0.01	2	49014 II A
75	宮川	前山	若瀬	0.01	3	49028 II A
76	宮川	若瀬	若瀬	0.01	3	49029 II A
77	宮川	長谷	八ヶ野	0.14	4	49031 II A
78	宮川	八ヶ野	八ヶ野	0.02	3	49032 II A
79	宮川	千ヶ谷川	板取	0.26	1	49036 II A
80	宮川	ヒキコヤ谷	木屋	0.14	3	49037 II A
81	宮川	唐谷	木屋	0.01	3	49038 II A
82	宮川	竹利口谷	木屋	0.04	3	49039 II A
83	宮川	横谷川	横	2.72	3	49040 II A
84	宮川	桑谷	板取	0.98	4	49041 II A
85	宮川	カヤ谷(1)	成谷	0.03	1	49042 II A
86	宮川	カヤ谷(2)	成谷	0.02	3	49043 II A
87	宮川	出作川	八ヶ野	0.9	2	49047 II A
88	宮川	八ヶ河内川	八ヶ野	2.6	1	49048 II A
89	宮川	深谷	八ヶ野	0.16	1	49049 II A
90	宮川	守谷川	八ヶ野	0.22	1	49052 II A
91	宮川	武士谷	金輪	0.17	6	49056 I A
92	宮川	川ノ上谷	打見	0.02	3	49057 II A
93	宮川	池の谷	瀬戸	0.11	2	49064 II A
94	宮川	沼谷川	阿漕	0.25	1	49082 II A
95	宮川	岩河内谷	大原野	0.08	2	49089 II A
96	宮川	口山川	大原野	0.74	1	49090 II A
97	宮川	今井谷	三軒屋	0.13	1	49092 II A

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
98	宮川	奥出川	奥里出	0.18	2	49094ⅡA
99	奥川	日の出	日の出町	0.04	3	52001ⅠB
100	奥川	叶越	日の出町	0.02	7	52002ⅠB
101	奥川	高岡(1)	栄町	0.02	1	52004ⅠB
102	奥川	高岡(2)	栄町	0.02	7	52005ⅠB
103	奥川	井戸ノ谷	栄町	0.02	10	52006ⅠB
104	奥川	浅ヶ谷川	花園町	0.74	6	52009ⅠB
105	奥川	浅ヶ谷(1)	花園町	0.02	11	52010ⅠB
106	奥川	浅ヶ谷(2)	浅ヶ谷町	0.02	19	52011ⅠB
107	—	寺山	里町	0.04	17	52012ⅠC
108	—	谷山(1)	宮前町	0.06	31	52013ⅠC
109	—	谷山(2)	上町	0.02	31	52014ⅠC
110	福羅川	福羅(1)	元町	0.01	0	52015ⅠC
111	福羅川	福羅(2)	東町	0.06	3	52018ⅠC
112	宮川	ヒョウエモン谷	羽下	0.04	0	52020ⅠA
113	宮川	大谷	三ヶ野	0.12	7	52023ⅠA
114	宮川	三ヶ野谷(2)	三ヶ野	0.02	7	52024ⅠA
115	宮川	三ヶ野谷(1)	三ヶ野	0.03	7	52025ⅠA
116	宮川	高尾谷(4)	高尾	0.01	8	52029ⅠA
117	宮川	高尾谷(3)	高尾	0.03	7	52030ⅠA
118	宮川	高尾谷(2)	高尾	0.04	5	52031ⅠA
119	宮川	坊主谷	笠木	0.31	6	52033ⅠA
120	宮川	佐田谷(2)	宮原	0.02	0	52035ⅠA
121	宮川	佐田谷(1)	宮原	0.11	0	52036ⅠA
122	宮川	寺谷	宮原	0.04	9	52037ⅠA
123	宮川	宮原谷	宮原	0.02	6	52038ⅠA
124	宮川	長野谷(3)	長野	0.03	6	52039ⅠA
125	宮川	長野谷(2)	長野	0.04	5	52040ⅠA
126	宮川	牛落谷	清瀬	0.07	6	52042ⅠA
127	宮川	井戸の谷(5)	柏野	0.05	9	52044ⅠA
128	宮川	井戸の谷(4)	柏野	0.02	8	52045ⅠA
129	宮川	井戸の谷(3)	柏野	0.03	7	52046ⅠA
130	宮川	井戸の谷(2)	柏野	0.06	12	52047ⅠA

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
131	宮川	長四郎谷	阿漕	0.07	1	49079ⅡA
132	宮川	ケヤキ谷	注連小路	0.05	4	52051ⅠA
133	宮川	奥小屋谷	注連小路	0.1	6	52052ⅠA
134	宮川	樋ノ谷	沼ヶ野	0.13	2	52053ⅡA
135	宮川	胡桃谷	古和河内	0.02	9	52054ⅠA
136	宮川	三十郎谷	古和河内	0.04	12	52056ⅠA
137	宮川	栃ヶ久保谷(2)	栃ヶ久保	0.02	7	52059ⅠA
138	宮川	栃ヶ久保谷(1)	栃ヶ久保	0.01	3	52060ⅠA
139	宮川	フロノ谷	栃ヶ久保	0.05	8	52061ⅠA
140	宮川	岩掛谷	下崎	0.36	8	52062ⅠA
141	宮川	柏谷川	下崎	0.32	7	52063ⅠA
142	宮川	弥平谷川	下崎	0.06	5	52064ⅠA
143	宮川	フラノ谷	下崎	0.12	3	52065ⅠA
144	宮川	フラノ谷	下崎	0.02	4	52066ⅠA
145	宮川	下崎谷	下崎	0.04	8	52067ⅠA
146	宮川	富田川	上野	0.13	1	52068ⅠA
147	宮川	小平谷(1)	小平谷	0.04	9	52070ⅠA
148	宮川	小平谷(2)	小平谷	0.03	8	52071ⅠA
149	宮川	小平谷(3)	小平谷	0.06	9	52072ⅠA
150	宮川	小平谷(4)	小平谷	0.04	6	52073ⅠA
151	宮川	小平谷(5)	小平谷	0.12	5	52074ⅠA
152	宮川	細野谷	錦小屋	0.02	6	52076ⅠA
153	奥川	河内	錦	0.04	2	52003ⅡB
154	奥川	伯父ヶ谷	あけぼの町	0.04	1	52007ⅡB
155	奥川	姫坂越	あけぼの町	0.01	2	52008ⅡB
156	福羅川	車町谷川	錦	0.59	1	52016ⅡC
157	福羅川	フコマ越	錦	0.11	3	52017ⅡC
158	宮川	上田	羽下	0.04	1	52019ⅡA
159	宮川	武蔵谷川	羽下	0.23	2	52021ⅡA
160	宮川	三ヶ野谷(3)	三ヶ野	0.03	2	52022ⅡA
161	宮川	茂谷川	三ヶ野	0.31	3	52026ⅡA
162	宮川	田垣外川	上野	0.21	1	52027ⅡA
163	宮川	日向谷	上野	0.06	2	52028ⅡA

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
164	宮川	高尾谷(1)	高尾	0.01	3	52032ⅡA
165	宮川	ボーズ谷	笠木	0.1	3	52034ⅡA
166	宮川	長野谷(1)	長野	0.03	4	52041ⅡA
167	宮川	井戸ノ谷	柏野	0.02	1	52043ⅡA
168	宮川	井戸の谷(1)	柏野	0.03	8	52048ⅠA
169	宮川	庄平衛谷	胡桃	0.12	2	52055ⅡA
170	宮川	中谷川	古和河内	0.37	1	52057ⅡA
171	宮川	杣谷川	古和河内	0.04	3	52058ⅡA
172	宮川	小平谷	小平谷	0.03	1	52069ⅡA
173	宮川	細野谷	錦小屋	0.09	1	52075ⅡA
174	宮川	杣谷	河内	0.75	0	54001ⅠA
175	宮川	河内	河内	0.03	8	54002ⅠA
176	宮川	清水谷	河内	0.23	5	54003ⅠA
177	宮川	古座谷川	梅ヶ谷	0.27	7	54006ⅠA
178	宮川	古座谷	梅ヶ谷	0.02	8	54007ⅠA
179	宮川	梅ヶ谷(2)	梅ヶ谷	0.02	11	54008ⅠA
180	宮川	笹ヶ谷	梅ヶ谷	0.05	8	54009ⅠA
181	宮川	イヤ谷	梅ヶ谷	0.15	2	54010ⅠA
182	宮川	梅ノ木谷	小川口	0.03	10	54011ⅠA
183	宮川	中谷	栃古	0.16	13	54015ⅠA
184	宮川	嶋谷	栃古	0.02	11	54016ⅠA
185	宮川	本郷(1)	本郷	0.06	5	54017ⅠA
186	宮川	本郷(2)	本郷	0.05	7	54018ⅠA
187	宮川	奥ノ谷	本郷	0.46	5	54019ⅠA
188	宮川	へグリ谷	向井	0.12	6	54022ⅠA
189	宮川	イラノ谷	井良野	0.05	24	54026ⅠA
190	宮川	脇谷	脇谷	1.12	13	54027ⅠA
191	宮川	小平谷	細野	0.65	8	54028ⅠA
192	宮川	葛籠谷	不動野	0.07	6	54032ⅠA
193	宮川	定ヶ谷	向駒	0.07	8	54034ⅠA
194	宮川	農ラ谷	向駒	0.14	5	54036ⅠA
195	宮川	流シ谷	本駒	0.01	8	54038ⅠA
196	宮川	藤ヶ谷	本駒	0.08	6	54039ⅠA

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積 (km ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
197	宮川	柱谷	松原	0.03	4	54040 I A
198	宮川	栗ヶ谷	松原	0.01	9	54041 I A
199	宮川	寺ノ谷	中組	0.11	5	54043 I A
200	宮川	真谷	大津	0.31	8	54045 I A
201	宮川	亀ヶ谷	大津	0.02	13	54046 I A
202	宮川	今瀬谷	大津	0.22	6	54047 I A
203	宮川	管谷	小川口	0.03	1	54049 I A
204	宮川	藤沢谷	梅ヶ谷本郷	0.02	6	54051 I A
205	宮川	石神谷	柏野	0.06	1	52049 II A
206	宮川	桃ノ木谷	沼ヶ野	0.04	2	52050 II A
207	宮川	定	中野	0.02	1	54012 II A
208	宮川	島谷	下里	0.03	1	54013 II A
209	宮川	栃古谷	栃古	0.01	2	54014 II A
210	宮川	橋ヶ谷	向井	0.26	1	54020 II A
211	宮川	米ヶ谷	向井	0.29	1	54021 II A
212	宮川	栃本	向井	0.14	2	54023 II A
213	宮川	柴谷	中野	0.06	3	54024 II A
214	宮川	奥屋敷	井良野	0.11	2	54025 II A
215	宮川	大手谷	大平	0.05	3	54029 II A
216	宮川	葛ヶ谷	岡ヶ野	0.05	1	54030 II A
217	宮川	岡ヶ野谷	岡ヶ野	0.04	3	54031 II A
218	宮川	定本	向駒	0.16	1	54033 II A
219	宮川	池ノ谷	向駒	0.04	4	54035 II A
220	宮川	流し谷	本駒	0.54	1	54037 II A
221	宮川	間弓沢	下里	0.16	3	54042 II A
222	宮川	真谷	大津	0.11	3	54044 II A
223	宮川	木屋谷	大津	0.01	1	54048 II A
224	宮川	梅ヶ谷川	梅ヶ谷本郷	0.48	2	54050 II A
225	宮川	西ヶ谷	梅ヶ谷本郷	0.06	4	54052 II A
226	宮川	安間谷	梅ヶ谷	0.09	2	54004 II A
227	宮川	梅ヶ谷川	梅ヶ谷	0.08	3	54005 II A

8-7 土石災害警戒区域等指定状況一覧

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
上田	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
ケヤキ谷	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
ヒョウエモン谷	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
フラノ谷 1	大紀町 崎	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
フラノ谷 2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
フロノ谷 3	大紀町 崎	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
ポーズ谷	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
井戸ノ谷	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
井戸の谷 1	大紀町 柏野	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
井戸の谷 2	大紀町 柏野	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
井戸の谷 3	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
井戸の谷 4	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
井戸の谷 5	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
奥小屋谷-1	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
奥小屋谷-2	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
下崎谷	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
岩掛谷	大紀町 崎	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
宮原谷	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
牛落谷	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
古和河内 2-1	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
古和河内 2-2	大紀町 柏野	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
向駒	大紀町 大内山	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
高尾谷 2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
佐田谷 1	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
佐田谷 2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
細野谷 1	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
細野谷 2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野谷 1	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野谷 2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野谷 3	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
三十郎谷	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
寺谷	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 1	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 3	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 4	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 5	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 6	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
庄平衛谷	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
石神谷	大紀町 柏野	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
大谷	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
池ノ谷	大紀町 大内山	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
中谷川	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
長野谷 1	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
長野谷 2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
長野谷 3	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
定ヶ谷	大紀町 大内山	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
定本-1	大紀町 大内山	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
定本-2	大紀町 大内山	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
桃ノ木谷	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
柄ヶ久保谷 2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
農ラ谷	大紀町 大内山	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏谷川-1	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏谷川-2	大紀町 崎	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
樋ノ谷	大紀町 柏野	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
富田川	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
武蔵谷川	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
坊主谷-1	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
坊主谷-2	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
茂谷川	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
弥平谷川	大紀町 崎	土石流	○	平成 30 年 3 月 2 日
杣谷川	大紀町 崎	土石流	-	平成 30 年 3 月 2 日
羽下 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
羽下 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
羽下 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
羽下 4	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
横谷 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
横谷 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
下崎 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
下崎 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
下崎 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
下崎 4	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
下崎 5	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
笠木 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
笠木 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
笠木 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
宮原 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
宮原 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
宮原 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
宮原 4	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
錦小屋 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
錦小屋 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
錦小屋 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
駒 1	大紀町 大内山	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
胡桃 1	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
胡桃 2	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
胡桃 3	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
向駒	大紀町 大内山	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
高尾 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
高尾 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
坂津 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
坂津 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
坂津 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
崎 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
崎 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
崎 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野 4	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野 5	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
三ヶ野 6	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 3	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 4	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 5	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
小平谷 6	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
沼ヶ野 2	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
沼ヶ野 1	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
清瀬 1	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
注連小路	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
注連小路 1	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
注連小路 2	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
注連小路 3	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
注連小路 4	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
注連小路 5	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
長野 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
長野 2	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
長野宮原	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
栃ヶ久保 1	大紀町 崎	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
栃ヶ久保 2	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏野 1	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏野 2	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏野 3	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏野 4	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏野 5	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏野 6	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
柏野 7	大紀町 柏野	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 3 月 2 日
北野谷	大紀町 神原	土石流	○	平成 30 年 8 月 10 日
九郎山谷	大紀町 神原	土石流	○	平成 30 年 8 月 10 日
船谷	大紀町 神原	土石流	○	平成 30 年 8 月 10 日
山ノ神	大紀町 神原	土石流	○	平成 30 年 8 月 10 日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
岩口	大紀町 神原	土石流	○	平成30年8月10日
三瀬板谷川	大紀町 滝原	土石流	○	平成30年8月10日
沼谷川	大紀町 滝原	土石流	-	平成30年8月10日
長者野1	大紀町 滝原	土石流	○	平成30年8月10日
神原	大紀町 神原	土石流	○	平成30年8月10日
藤南谷	大紀町 阿曾	土石流	-	平成30年8月10日
一葉谷	大紀町 阿曾	土石流	-	平成30年8月10日
青木谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
段野広	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
古田川	大紀町 阿曾	土石流	-	平成30年8月10日
駒原	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
大入谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
大入川	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
池の谷	大紀町 神原	土石流	○	平成30年8月10日
瀬戸西谷川	大紀町 神原	土石流	-	平成30年8月10日
寺屋敷	大紀町 三瀬川	土石流	-	平成30年8月10日
三の谷川	大紀町 三瀬川	土石流	○	平成30年8月10日
ふるやの谷	大紀町 三瀬川	土石流	○	平成30年8月10日
滝の谷	大紀町 三瀬川	土石流	○	平成30年8月10日
原谷	大紀町 三瀬川	土石流	-	平成30年8月10日
三瀬ノ谷	大紀町 船木	土石流	○	平成30年8月10日
宮の谷	大紀町 船木	土石流	○	平成30年8月10日
下出谷	大紀町 船木	土石流	○	平成30年8月10日
貝ヶ瀬谷	大紀町 船木	土石流	○	平成30年8月10日
長四郎谷	大紀町 滝原	土石流	-	平成30年8月10日
足谷	大紀町 滝原	土石流	-	平成30年8月10日
出合谷川	大紀町 滝原	土石流	-	平成30年8月10日
出谷	大紀町 滝原	土石流	-	平成30年8月10日
柚ノ木谷	大紀町 滝原	土石流	-	平成30年8月10日
橋ヶ谷	大紀町 滝原	土石流	○	平成30年8月10日
ハイシャ谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
岩河内谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
口山川1	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
口山川2	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
大木戸谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
イズシャ谷	大紀町 阿曾	土石流	-	平成30年8月10日
奥出川	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
里谷	大紀町 阿曾	土石流	-	平成30年8月10日
寺谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
セング谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
平瀬谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
唐谷	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
藤ヶ野	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
瀬戸2	大紀町 神原	土石流	○	平成30年8月10日
阿漕	大紀町 滝原	土石流	○	平成30年8月10日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
勝瀬2	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
大原野	大紀町 阿曾	土石流	○	平成30年8月10日
神原	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
里	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
長者野1	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
長者野2	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
神原2	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
神原3	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
神原4	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
神原5	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原4	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原5	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原6	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原7	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
大滝1	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
大滝2	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
神原9	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原20	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原21	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原9	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原10	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原15	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原18	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
神原14	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
神原15	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
三瀬川1	大紀町 三瀬川	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
頓登1	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
出谷1	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
出谷2	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
勝瀬1	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
片山1	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
片倉	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
大原野1	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
三軒屋1	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
昆沙野	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
平瀬1	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
藤ヶ野1	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
藤ヶ野2	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
小広瀬1	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
小広瀬2	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
船木1	大紀町 船木	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
三瀬川2	大紀町 三瀬川	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原1	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原2	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日
滝原3	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月10日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
片山 2	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 8	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 11	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
船木 2	大紀町 船木	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
船木 3	大紀町 船木	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
三瀬川 3	大紀町 三瀬川	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
神原 10	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 12	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 13	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 14	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 16	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 17	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 22	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 23	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 24	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
大原野 2	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
大原野 3	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
大原野 4	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
船木 4	大紀町 船木	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
船木 5	大紀町 船木	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
勝瀬 2	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
大原野 5	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
大原野 6	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
三瀬川 4	大紀町 三瀬川	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
三瀬川 5	大紀町 三瀬川	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
三瀬川 6	大紀町 三瀬川	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
藤ヶ野 3	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
奥里出 2	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
三瀬川 8	大紀町 三瀬川	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
神原 11	大紀町 神原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 25	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 26	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 27	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 28	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 29	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 30	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 31	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
阿曾 1	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
阿曾 2	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
阿曾 3	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
阿曾 4	大紀町 阿曾	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
滝原 32	大紀町 滝原	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 10 日
黒坂川-1	大紀町 野原	土石流	-	令和 1 年 9 月 17 日
黒坂川-2	大紀町 野原	土石流	-	令和 1 年 9 月 17 日
小黒坂川	大紀町 野原	土石流	-	令和 1 年 9 月 17 日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
落合	大紀町 野原	土石流	-	令和1年9月17日
一ノ谷(1)-1	大紀町 野原	土石流	○	令和1年9月17日
一ノ谷(1)-2	大紀町 野原	土石流	○	令和1年9月17日
一ノ谷(1)-3	大紀町 野原	土石流	○	令和1年9月17日
久保谷(2)	大紀町 野原	土石流	○	令和1年9月17日
佐田谷川	大紀町 野原	土石流	○	令和1年9月17日
風呂屋谷	大紀町 野添	土石流	○	令和1年9月17日
アノ谷	大紀町 野添	土石流	○	令和1年9月17日
トウヒチドイ	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
若瀬(1)	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
岩瀬谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
長谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
八ヶ野(1)	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
杉谷	大紀町 永会	土石流	-	令和1年9月17日
成谷(1)	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
板取谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
千ヶ谷川	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
ヒキコヤ谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
竹利口谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
横谷川	大紀町 永会	土石流	-	令和1年9月17日
桑谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
カヤ谷1	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
カヤ谷2	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
杓田谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
風呂の谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
保ヶ谷	大紀町 永会	土石流	-	令和1年9月17日
出作川	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
八ヶ河内川	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
深谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
小深谷	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
鷹谷	大紀町 永会	土石流	-	令和1年9月17日
守谷川	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
古里谷川	大紀町 永会	土石流	-	令和1年9月17日
西の谷川	大紀町 永会	土石流	-	令和1年9月17日
藤川支川	大紀町 金輪	土石流	○	令和1年9月17日
武士谷	大紀町 金輪	土石流	-	令和1年9月17日
大谷	大紀町 打見	土石流	-	令和1年9月17日
黒坂(1)	大紀町 野原	土石流	○	令和1年9月17日
成谷(2)	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
若瀬(4)	大紀町 永会	土石流	-	令和1年9月17日
金輪(1)	大紀町 金輪	土石流	○	令和1年9月17日
永会(1)	大紀町 永会	土石流	○	令和1年9月17日
佐田谷1	大紀町 崎	土石流	-	令和1年9月17日
黒坂1	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
黒坂2	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
野原 1	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
新田	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
打見 1	大紀町 打見	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
古里	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
成谷 1	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
板取 1	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
木屋 1	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 2	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 3	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
板取 2	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
成谷 2	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
成谷 3	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 1	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 4	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 5	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野添 1	大紀町 野添	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野添 2	大紀町 野添	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 6	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 7	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 8	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 9	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 10	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
打見 2	大紀町 打見	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
金輪 1	大紀町 金輪	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 12	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 2	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 3	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 4	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 5	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 6	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
金輪 3	大紀町 金輪	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 7	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
八ヶ野 1	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
八ヶ野 2	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
八ヶ野 3	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 8	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
板取 3	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 9	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 10	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
木屋 2	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
木屋 3	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
金輪 4	大紀町 金輪	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 13	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 11	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 14	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
金輪 5	大紀町 金輪	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 12	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 15	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 16	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
打見 3	大紀町 打見	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野添 3	大紀町 野添	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野添 4	大紀町 野添	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野添 5	大紀町 野添	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
打見 4	大紀町 打見	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
打見 5	大紀町 打見	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
金輪 6	大紀町 金輪	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 13	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 14	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 18	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 22	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 25	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 25	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
打見 9	大紀町 打見	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
金輪 11	大紀町 金輪	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
打見 10	大紀町 打見	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
金輪 12	大紀町 金輪	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 31	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
黒坂 3	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
黒坂 4	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 26	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 28	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
野原 27	大紀町 野原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 29	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
永会 30	大紀町 永会	急傾斜地の崩壊	○	令和1年9月17日
日の出	大紀町 錦	土石流	-	令和2年2月25日
叶越	大紀町 錦	土石流	-	令和2年2月25日
河内	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
高岡 3	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
井戸ノ谷	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
伯父ヶ谷	大紀町 錦	土石流	-	令和2年2月25日
浅ヶ谷川-1	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
浅ヶ谷川-2	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
浅ヶ谷川-3	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
浅ヶ谷川-4	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
浅ヶ谷 3	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
浅ヶ谷 4	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
寺山	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
谷山 1	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
谷山 2	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
福羅 3	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日

箇所名	所在地	自然現象 種類	特別警戒会 区域の有無	指定年月日
車町谷川-1	大紀町 錦	土石流	-	令和2年2月25日
車町谷川-2	大紀町 錦	土石流	-	令和2年2月25日
フコマ越	大紀町 錦	土石流	-	令和2年2月25日
福羅 4-1	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
福羅 4-2	大紀町 錦	土石流	-	令和2年2月25日
錦 9	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
あけぼの 3	大紀町 錦	土石流	○	令和2年2月25日
福羅 5	大紀町 錦	土石流	-	令和2年2月25日
高岡 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
高岡 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
太田	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
浅ヶ谷 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
浅ヶ谷 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
錦 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
福羅 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
福羅 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
名古 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
あけぼの 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
栄町 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
日の出町 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
あけぼの町 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
栄町 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
あけぼの町 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
東伸町 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
錦 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
あけぼの町 3	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
新生町 1	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
あけぼの町 4	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
日の出町 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
錦 3	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
栄町 3	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
栄町 4	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
錦 4	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
錦 5	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
栄町 5	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
錦 6	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
錦 7	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
あけぼの 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
日の出町 3	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
名古 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
東伸町 2	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
錦 8	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
日の出町 4	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
東伸町 3	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日
あけぼの町 5	大紀町 錦	急傾斜地の崩壊	○	令和2年2月25日

8-8 道路注意箇所

番号	建設部	道路種別	路線名	注意内容	箇所数
1	伊勢	主要地方道	038 伊勢大宮線	落石崩壊	9
2	伊勢	〃	038 伊勢大宮線	擁壁	1
3	伊勢	〃	046 南島大宮大台線	落石崩壊	6
4	伊勢	〃	046 南島大宮大台線	土石流	1
5	伊勢	〃	046 南島大宮大台線	擁壁	1
6	伊勢	〃	068 紀勢インター線	落石崩壊	2
7	伊勢	一般県道	747 打見大台線	落石崩壊	3
8	伊勢	〃	758 檜原大内山線	落石崩壊	8
9	伊勢	〃	758 檜原大内山線	土石流	2

8-9 老朽ため池

番号	地域	ため池名	位置	管理者名 (団体名)	受益 面積	ため池規模					予想人の被害
						堤高	堤長	貯水量	経過 年数	危険箇所	
1	南志	黒坂池	野原	黒坂水利組合	4	7.5	40	3,200	150	堤体	35
2	南志	八谷池	野原	八谷水利組合	4	7.5	30	1,200	150	堤体	—
3	南志	三瀬坂池	滝原	三瀬坂水利組合	4	10	40	7,500	100	堤体	30
4	南志	平白岩池	三瀬川	三瀬川水利組合	3.7	11	16	1,500	170	堤体	—
5	南志	毛作池	滝原	里水利組合	11	14	77	5,700	150	堤体	150
6	南志	桂池	野添	野添水利組合	5	12	53	10,000	170	堤体	15
7	南志	口中野池	打見	打見水利組合	4	7.5	40	6,000	150	堤体	—
8	南志	イヤ谷池	川口	笹晋	2	3	30	920	120	堤体	3
9	南志	中組池	間弓	中組水利組合	2	4	40	9,000	120	堤体	80
10	南志	つづら谷池	間弓	藤原喜良	2	3	30	390	120	堤体	—

8-10 重要水防区域

(三重県水防計画より抜粋)

土木コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					摘要
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
7	29	1	宮川	藤川	無	大紀町	右	3.6k+160m から 4.0k+10m まで	大紀町永会 から 大紀町永会 まで	250	法崩れ すべり	3.6k+160m から 4.0k+10m まで	250	B	杭打積土俵工	
7	30	1	宮川	大内山川	無	大紀町	左	7.2k+40m から 7.4k+80m まで	大紀町阿曾 から 大紀町阿曾 まで	240	堤防高 (流下能力)	7.2k+40m から 7.4k+80m まで	240	A	積土俵工	
7	31	1	宮川	大内山川	無	大紀町	右	12.8k+100m から 13.2k+0m まで	大紀町柏野 から 大紀町柏野 まで	340	水衝洗掘	12.8k+100m から 13.2k+0m まで	340	B	木竹流工	
7	32	1	宮川	大内山川	無	大紀町	右	13.8k+100m から 14.8k+70m まで	大紀町柏野 から 大紀町柏野 まで	910	堤防高 (流下能力)	13.8k+100m から 14.8k+70m まで	910	B	積土俵工	河積不足
7	33	1	宮川	大内山川	無	大紀町	左	14.6k+100m から 18.2k+120m まで	大紀町柏野 から 大紀町崎 まで	3,580	堤防高 (流下能力)	14.6k+100m から 16.0k+80m まで	1,300	B	積土俵工	河積不足
7	33	2	宮川	大内山川	無	大紀町	左	14.6k+100m から 18.2k+120m まで	大紀町柏野 から 大紀町崎 まで	3,580	堤防高 (流下能力)	16.0k+80m から 18.2k+120m まで	2,280	B	積土俵工	堤防高不足
7	33	3	宮川	大内山川	無	大紀町	左	14.6k+100m から 18.2k+120m まで	大紀町柏野 から 大紀町崎 まで	3,580	工作物	14.6k+130m から 14.6k+130m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
7	33	4	宮川	大内山川	無	大紀町	左	14.6k+100m から 18.2k+120m まで	大紀町柏野 から 大紀町崎 まで	3,580	工作物	15.0k+90m から 15.0k+90m まで		B	積土俵工	柳原橋 河積阻害
7	33	5	宮川	大内山川	無	大紀町	左	14.6k+100m から 18.2k+120m まで	大紀町柏野 から 大紀町崎 まで	3,580	工作物	18.0k+90m から 18.0k+90m まで		B	積土俵工	宮前橋 河積阻害
7	34	1	宮川	大内山川	無	大紀町	右	15.4k+30m から 16.0k+80m まで	大紀町柏野 から 大紀町崎 まで	680	堤防高 (流下能力)	15.4k+30m から 16.0k+80m まで	680	B	積土俵工	河積不足

土木コーポ	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					摘要
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
7	35	1	宮川	大内山川	無	大紀町	左	19.0k+130m から 19.6k+0m まで	大紀町崎 から 大紀町崎 まで	380	堤防高 (流下能力)	19.0k+130m から 19.6k+0m まで	380	B	積土俵工	河積不足
7	36	1	宮川	大内山川	無	大紀町	左	22.8k+20m から 23.0k+10m まで	大紀町大内山間弓から 大紀町大内山間弓まで	190	堤防高 (流下能力)	22.8k+20m から 23.0k+10m まで	190	B	積土俵工	河積不足
7	37	1	宮川	大内山川	無	大紀町	右	22.8k+30m から 23.0k+50m まで	大紀町大内山間弓から 大紀町大内山間弓まで	230	堤防高 (流下能力)	22.8k+30m から 23.0k+50m まで	230	B	積土俵工	河積不足
7	38	1	宮川	大内山川	無	大紀町	右	27.4k+10m から 27.6k+140m まで	大紀町大内山米ケ谷から 大紀町大内山米ケ谷まで	320	堤防高 (流下能力)	27.4k+10m から 27.6k+140m まで	320	B	積土俵工	高さ不足
7	38	2	宮川	大内山川	無	大紀町	右	27.4k+10m から 27.6k+140m まで	大紀町大内山米ケ谷から 大紀町大内山米ケ谷まで	320	工作物	27.4k+10m から 27.4k+10m まで		B	積土俵工	中野橋 河積阻害
7	39	1	宮川	大内山川	無	大紀町	右	28.4k+160m から 29.6k+30m まで	大紀町大内山米ケ谷から 大紀町大内山米ケ谷まで	1,100	堤防高 (流下能力)	28.4k+160m から 29.6k+30m まで	1,100	B	積土俵工	高さ不足
7	39	2	宮川	大内山川	無	大紀町	右	28.4k+160m から 29.6k+30m まで	大紀町大内山米ケ谷から 大紀町大内山米ケ谷まで	1,100	工作物	28.6k+60m から 28.6k+60m まで		B	積土俵工	定堰 河積阻害
7	39	3	宮川	大内山川	無	大紀町	右	28.4k+160m から 29.6k+30m まで	大紀町大内山米ケ谷から 大紀町大内山米ケ谷まで	1,100	工作物	29.2k+20m から 29.2k+20m まで		B	積土俵工	向郷橋 河積阻害
7	39	4	宮川	大内山川	無	大紀町	右	28.4k+160m から 29.6k+30m まで	大紀町大内山米ケ谷から 大紀町大内山米ケ谷まで	1,100	工作物	29.4k+90m から 29.4k+90m まで		B	積土俵工	門口堰 河積阻害
7	40	1	宮川	奥河内川	無	大紀町	左	0.0k+50m から 0.2k+120m まで	大紀町阿曾 から 大紀町阿曾 まで	260	堤防高 (流下能力)	0.0k+50m から 0.2k+120m まで	260	B	積土俵工	河積不足
7	40	2	宮川	奥河内川	無	大紀町	左	0.0k+50m から 0.2k+120m まで	大紀町阿曾 から 大紀町阿曾 まで	260	工作物	0.2k+0m から 0.2k+0m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
7	40	3	宮川	奥河内川	無	大紀町	左	0.0k+50m から 0.2k+120m まで	大紀町阿曾 から 大紀町阿曾 まで	260	工作物	0.2k+110m から 0.2k+110m まで		B	積土俵工	JR橋梁 河積阻害

土木コーポ	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					摘要
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
7	41	1	宮川	奥河内川	無	大紀町	右	0.0k+60m から 0.2k+120m まで	大紀町阿曾 から 大紀町阿曾 まで	270	堤防高 (流下能力)	0.0k+60m から 0.2k+120m まで	270	B	積土俵工	河積不足
7	42	1	宮川	注連小路川	無	大紀町	右	0.0k+0m から 1.2k+80m まで	大紀町柏野 から 大紀町柏野 まで	1,270	堤防高 (流下能力)	0.0k+10m から 1.2k+80m まで	1,270	B	積土俵工	高さ不足
7	43	1	宮川	笠木川	無	大紀町	右	1.8k+20m から 2.0k+50m まで	大紀町崎 から 大紀町崎 まで	230	堤防高 (流下能力)	1.8k+20m から 1.8k+50m まで	230	B	積土俵工	河積不足
7	44	1	宮川	笠木川	無	大紀町	左	1.8k+100m から 1.8k+140m まで	大紀町崎 から 大紀町崎 まで	40	堤防高 (流下能力)	1.8k+100m から 1.8k+140m まで	40	B	積土俵工	河積不足
7	45	1	宮川	三ヶ野川	無	大紀町	右	2.6k+20m から 3.2k+140m まで	大紀町崎 から 大紀町崎 まで	710	堤防高 (流下能力)	2.6k+20m から 3.0k+20m まで	380	B	積土俵工	高さ不足
7	45	2	宮川	三ヶ野川	無	大紀町	右	2.6k+20m から 3.2k+140m まで	大紀町崎 から 大紀町崎 まで	710	堤防高 (流下能力)	3.0k+20m から 3.2k+140m まで	330	B	積土俵工	河積不足
7	46	1	宮川	三ヶ野川	無	大紀町	左	3.0k+10m から 3.2k+80m まで	大紀町崎 から 大紀町崎 まで	270	堤防高 (流下能力)	3.0k+10m から 3.2k+80m まで	270	B	積土俵工	河積不足
7	46	2	宮川	三ヶ野川	無	大紀町	左	3.0k+10m から 3.2k+80m まで	大紀町崎 から 大紀町崎 まで	270	工作物	3.0k+120m から 3.2k+120m まで		B	積土俵工	無名橋 桁下高不足
7	47	1	宮川	梅ヶ谷川	無	大紀町	左	0.6k+170m から 1.8k+120m まで	大紀町大内山川口から 大紀町大内山川口まで	1,170	堤防高 (流下能力)	0.6k+170m から 1.8k+120m まで	1,170	B	積土俵工	河積不足
7	47	2	宮川	梅ヶ谷川	無	大紀町	左	0.6k+170m から 1.8k+120m まで	大紀町大内山川口から 大紀町大内山川口まで	1,170	工作物	1.2k+140m から 1.2k+140m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
7	47	3	宮川	梅ヶ谷川	無	大紀町	左	0.6k+170m から 1.8k+120m まで	大紀町大内山川口から 大紀町大内山川口まで	1,170	工作物	1.4k+10m から 1.4k+10m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
7	47	4	宮川	梅ヶ谷川	無	大紀町	左	0.6k+170m から 1.8k+120m まで	大紀町大内山川口から 大紀町大内山川口まで	1,170	工作物	1.4k+50m から 1.4k+50m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害

土木コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					摘要
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
7	47	5	宮川	梅ヶ谷川	無	大紀町	左	0.6k+170m から 1.8k+120m まで	大紀町大内山川口から 大紀町大内山川口まで	1,170	工作物	1.6k+80m から 1.6k+80m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
7	48	1	宮川	梅ヶ谷川	無	大紀町	右	0.6k+170m から 1.8k+10m まで	大紀町大内山川口から 大紀町大内山川口まで	1,040	堤防高 (流下能力)	0.6k+170m から 1.8k+10m まで	1,040	B	積土俵工	河積不足
7	92	1	奥川	奥川	無	大紀町	左	0.4k+70m から 1.4k+110m まで	大紀町錦 から 大紀町錦 まで	1,050	堤防高 (流下能力)	0.4k+70m から 1.4k+110m まで	1,050	B	積土俵工	河積不足
7	92	2	奥川	奥川	無	大紀町	左	0.4k+70m から 1.4k+110m まで	大紀町錦 から 大紀町錦 まで	1,050	工作物	0.4k+70m から 0.4k+70m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
7	93	1	奥川	奥川	無	大紀町	右	0.4k+60m から 1.4k+160m まで	大紀町錦 から 大紀町錦 まで	1,080	堤防高 (流下能力)	0.4k+60m から 1.4k+160m まで	1,080	B	積土俵工	河積不足

8-1-1 土砂災害防止法・水防法に基づく防災上要配慮者を要する施設の一覧

1 土砂災害警戒区域に所在し、土砂災害防止法に基づき避難確保計画の作成及び避難訓練を義務化する要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の名称	所在地	施設区分	土石流		急傾斜	
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
デイサービスセンターアララギ	大紀町錦 195-2	高齢者施設	●			
大紀町めばえ作業所	大紀町錦 736-7	障がい者施設			●	
放課後児童クラブ錦	大紀町錦 795	児童福祉施設			●	
錦あおぞら保育園	大紀町錦 788-10	児童福祉施設			●	
錦小学校	大紀町錦 426-1	学校等施設			●	
杉の子	大紀町大内山 2956-3	高齢者施設			●	
介護老人保健施設暁	大紀町大内山 2951-1	高齢者施設			●	
大紀小学校	大紀町大内山 875	学校等施設			●	
特別養護老人ホーム共生園	大紀町崎 1785	高齢者施設			●	
なでしこ大紀	大紀町崎 181-4	高齢者施設	●			
大紀中学校	大紀町崎 291-3	学校等施設	●			
大宮小学校	大紀町滝原 1748-1	学校等施設			●	
特別養護老人ホーム大宮園	大紀町野原 519-1	高齢者施設			●	
七保小学校	大紀町打見 388	学校等施設			●	

2 浸水想定区域内（洪水）に所在し、水防法に基づき避難確保計画の作成及び避難訓練を義務化する要配慮者利用施設

要配慮者利用施設の名称	所在地	施設区分	備考
杉の子	大紀町大内山 2956-3	高齢者施設	大内山川
介護老人保健施設暁	大紀町大内山 2951-1	高齢者施設	
子育て支援センターすくすく	大紀町大内山 861-1	児童福祉施設	
放課後児童クラブちゃまっ子	大紀町大内山 853-2	児童福祉施設	
大紀保育園	大紀町大内山 3140-1	児童福祉施設	
大紀小学校	大紀町大内山 875	学校等施設	
なでしこ大紀	大紀町崎 181-4	高齢者施設	
ケアホームひだまり やまびこ作業所	大紀町阿曽 2265	障がい者施設	
放課後児童クラブ大宮	大紀町阿曽 3410	児童福祉施設	

9 各種様式

9-1 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(1) 災害派遣要請書（知事あて）

年 月 日

知 事 あ て

（市町村長）

印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法 83 条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要求する事由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - （1）派遣を希望する区域
 - （2）派遣を希望する活動内容
 - （3）連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 ㊦

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要求する事由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(3) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町村長)

印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第 83 条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

(4) 撤収要請書 (陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 ㊦

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

9-2 海上保安庁の応急措置要請様式

(1) 応急措置実施要請書（知事あて）

年 月 日

知 事 あ て

（市町村長） ㊦

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要求する事由
災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。）
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(2) 応急措置実施要請書 (第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

(市町村長) ㊦

海上保安庁の応急措置の実施要請について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要求する事由
災害の状況 (特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(3) 撤収要請書 (知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町村長) ㊦

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

(4) 撤収要請書 (第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事 ㊦

海上保安庁の応急措置撤収要請について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

9-3 災害概況速報

報告日時	
市町村名	
報告者	

災 害 名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										

9-4 災害状況速報

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
				畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名				文教施設			箇所	
				病院			箇所	
区 分		被 害		そ の 他	道 路			箇所
人的被害	死 者		人		橋 り よ う			箇所
	行方不明者		人		河 川			箇所
	負傷者	重 症	人		港 湾			箇所
		軽 傷	人		砂 防			箇所
住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設			箇所
			世帯		崖 く ず れ			箇所
			人		鉄 道 不 通			箇所
	半 壊		棟		被 害 船 舶			隻
			世帯		水 道			戸
			人	電 話			回線	
	一 部 損 壊		棟	電 気			戸	
			世帯	ガ ス			戸	
			人	ブ ロ ッ ク 塀 等			箇所	
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数			世帯		
		世帯	り 災 者 数			人		
		人	火 災 発 生					
非 住 家	公 共 建 物			建 物			件	
	そ の 他			危 険 物			件	
				そ の 他			件	

区 分		被 害		等災 の害 設対 置策 状本 況部	都 道 府 県				
公 立 文 教 施 設	千円					市 町 村			
農 林 水 産 業 施 設	千円								
公 共 土 木 施 設	千円								
そ の 他 の 公 共 施 設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害市町村数		団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円		摘災 要 害 市 救 町 助 村 法 名					
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	計				団 体				
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人				
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の種類概況								
	応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況								

※被害額は省略することができるものとする。

9-5 被害状況調書

(年 月 日 時 分現在) 市町村名

人的被害	死者		ア	人	
	行方不明		イ	人	
	負傷	重症	ウ	人	
		軽症	エ	人	
		小計	オ	人	
	計		カ	人	
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失		キ	棟
		半壊及び半焼		ク	棟
		一部破損		ケ	棟
		床上浸水		コ	棟
		床下浸水		サ	棟
	世帯数及び人員	全壊、全焼及び流失	世帯	シ	世帯
			人員	ス	人
		半壊及び半焼	世帯	セ	世帯
			人員	ソ	人
		一部破損	世帯	タ	世帯
人員			チ	人	
床上浸水	世帯	ツ	世帯		
	人員	テ	人		
床下浸水	世帯	ト	世帯		
	人員	ナ	人		
報告	発信	年 月 日 時 分	発信者		
	受診	年 月 日 時 分	受診者		

(注) 災害救済法によるもの

9-6 被害報告内容基準

(災害速報の際の用語の解釈)

区分	被害種類	説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡した疑いのある者とする。
	重傷者 (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込のものとし、「軽症者」とは、1月未満で治療できる見込のものとする。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	非住家	住宅以外の建物で他の項目に属さない物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	住家全壊 (流失・全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員に報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。(半壊半焼も同様)
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	住家床上浸水	住家の床上以上に浸水したもの、および、全壊(焼)、半壊(焼)に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊または半壊として取り扱う。
	住家床下浸水	床下浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	住家一部破損	半壊(焼)、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
公共施設関係	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣、教会その他これに類するもの。	

その	田	流失・埋没	耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合。	
	畑	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合。	
	道	路	道路法に定める市町村以上の道路。	
	道	路	決壊	自動車の通行が不能となった程度の被害。
	橋	梁	市町村道以上の道路に架設した橋梁	
	堤	防	河川及び海岸の堤防。	
	鉄	道	被害	自動車、電車の通行が不能となった程度の被害。
他の	その他の被害		他の項目に属さない被害。(通信施設被害、文化財等社会的影響のあるものなど)	
	世	帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を一世帯として取り扱う。	
	り	災	世帯	全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	り	災	者	り災世帯の構成員。

9-7 災証明書様式

り災証明願兼り災証明書

申請者	住所 TEL () -			
	(フリガナ)			
	氏名 印			
	(現在の連絡先)			
り災者氏名	(フリガナ)			
	(申請者と同じ場合は記載不要です。) 印			
り災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
り災原因	年 月 日の による			
り災住家の所在地	申請者住所と同じ ・ 三重県〇〇市・町 番地			
り災住家所有関係	住家 (□持家・□貸家 / □貸家：所有者又は管理者名：)			
被災の状況				

※太線の中を記入してください。

り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
上記の事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: center;">〇〇市・町長 印</div>	
(文 書 番 号)	

※り災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して、〇日以内に、市・町長に対し再調査の申請をすることができます。

9-8 被災証明書様式

被災証明届出書兼被災証明書

年 月 日

大紀町長 様

届出者 住所
氏名 ㊦
電話

被災日時	年 月 日
被災場所	
被災物件	
被災原因 被災概要	
被災物件と 届出者の関係	世帯主 ・ 所有者 ・ 借主 ・ 占用者 ・ 代表者

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

大紀町長 ㊦